

# 目次

## 1. 改正水道法の施行について

- (1) 水道の基盤強化及び広域連携の推進 . . . . . 2
- (2) 適切な資産管理の推進 . . . . . 4
- (3) 官民連携の推進 . . . . . 7
- (4) 指定給水装置工事事業者制度の改善 . . . . . 11

## 2. 水道施設整備費に係る予算等について

- (1) 令和2年度水道施設整備関係予算 . . . . . 13
- (2) 簡易水道事業に対する財政支援制度 . . . . . 14

## 3. 水道における災害対策・危機管理

- (1) 自然災害の発生状況と対策 . . . . . 15
- (2) 水道施設の耐震化の計画的実施 . . . . . 17
- (3) 基幹水道施設の耐震化の状況 . . . . . 19
- (4) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策 . . . . . 19
- (5) 水災害に関する防災・減災対策の事例について . . . . . 21
- (6) 水道分野におけるサイバーセキュリティ対策について . . . . . 21
- (7) その他危機管理対策について . . . . . 21

## 4. 水道におけるIoT活用の推進について

- (1) 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業 . . . . . 24
- (2) 「水道情報活用システム」の実装に向けた対応 . . . . . 25

## 5. 水道事業者等への指導監督について

- (1) 立入検査 . . . . . 27
- (2) 水道技術管理者研修 . . . . . 28

## 6. 水道水質管理について

- (1) 水質基準制度の円滑な施行 . . . . . 29
- (2) 統合的アプローチによる水道水質の向上 . . . . . 30
- (3) 水質検査の信頼性確保 . . . . . 32
- (4) 水質管理の充実・強化 . . . . . 34
- (5) 危機管理対応について . . . . . 36

## 7. 東日本大震災について

- (1) 水道施設の被害状況及び復旧・復興 . . . . . 38
- (2) 水道水の放射性物質汚染への対応 . . . . . 39
- (3) 浄水発生土の放射性物質汚染への対応 . . . . . 40
- (4) 原子力損害賠償 . . . . . 40

## 8. 水道分野における国際貢献について

- (1) 水道分野における国際貢献の背景 . . . . . 41
- (2) 水道分野における国際協力 . . . . . 41

(3) 水道産業の国際展開（水ビジネスの推進）	42
-------------------------	----

## 9. その他水道施策の推進について

(1) 事業認可又は届出、及び事業の休止又は廃止に係る留意事項等	43
(2) 事業評価の適正な実施	46
(3) 河川法協議について	48
(4) 水循環基本法・水循環基本計画の策定等	48
(5) 既存ダムの洪水調整機能強化に向けた取組について	49
(6) 水資源開発関係の動向について（水資源開発基本計画）	50
(7) 給水装置・鉛製給水管の適切な対策	51
(8) 適正な工事等の実施	53
(9) 環境・エネルギー対策	53
(10) 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の調査	55
(11) 水道事業等の運営に必要な人材の確保等について	56
(12) 生活衛生事業功労者（水道関係功労）厚生労働大臣表彰	56
(13) 音声コード付き文章による水道料金の連絡について	57
(14) 日水協「広域化・公民連携 情報プラットフォーム」について	57
(15) 南海トラフ巨大地震対策《全国の水道事業体に向けた緊急提言》	58

## 1. 改正水道法の施行について

日本の水道は、98.0%（平成29年度末時点）の高い普及率に達し、国民の生活の基盤として必要不可欠なものとなっている。その一方で、水道施設の老朽化の進行、耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱、計画的な更新のための備えが不足といった課題に直面し、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが重要である。

また、指定給水装置工事事業者制度において、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題となっている。

これらの課題への制度的対応について検討するため、平成27年9月より水道事業基盤強化方策検討会を開催し、同検討会の中間とりまとめを踏まえ、平成28年3月2日に「水道事業の基盤強化に向けた取組について」及び「水道事業の広域連携の推進について」（いずれも厚生労働省水道課長通知）を発出した。さらに、平成28年3月からは、厚生科学審議会 生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会を開催し、同専門委員会において、適切な資産管理や広域連携の推進など水道事業の基盤強化を図るための具体策について議論を重ね、平成28年11月22日に報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」がとりまとめられた。

- ・「水道事業の基盤強化に向けた取組について」（平成28年3月2日付け厚生労働省水道課長通知 生食水発0302第2号）  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087535.html>
- ・「水道事業の広域連携の推進について」（平成28年3月2日付け厚生労働省水道課長通知 生食水発0302第1号）  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087535.html>
- ・「水道事業の維持・向上に関する専門委員会とりまとめについて（情報提供）」（平成28年11月28日付け厚生労働省水道課事務連絡）  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120712.html>

報告書を踏まえ、平成29年3月7日に、水道の基盤の強化を図るための施策の拡充を内容とする「水道法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第193回通常国会に提出されたが、平成29年9月28日の衆議院の解散を受け審議未了により廃案とされた。その後、平成30年3月9日に同法律案が再び閣議決定され、第196回通常国会に提出され、衆議院で審議・可決された後、参議院に送付されたが、会期終了に伴い継続審議とされた。第197回臨時国会においては参議院で審議・可決された後、衆議院に再送付され、同年12月6日に衆議院本会議で可決・成立し、12月12日に公布、令和元年10月1日に施行された。

今回の水道法の改正においては、法の目的を「水道の計画的な整備」から「水道の基盤の強化」に改めるとともに、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善について規定している。具体的には、都道府県による水道基盤強化計画の策定、水道事業者等による水道施設台帳の作成、地方公共団体である水道事業者等が水道施設運営等事業に係る公共施設等運営権を設定する場合の許可制の導入、指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制の導入等の措置を講ずることとしている。

また、改正水道法の施行にあわせて、政省令を改正するとともに、水道の基盤を強化するための基本的な方針を定め、水道基盤強化計画の作成の手引き、水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン、水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン、水道事業における官民連携に関する手引き等を作成・更新した。これらのうち、水道の基盤を強化するための基本的な方針については水道事業の維持・向上に関する専門委員会において、また、水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン及び水道事業における官民連携に関する手引きについては検討会を新たに設置して、有識者による議論を踏まえて策定した。

- ・水道法の改正について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/index_00001.html)

## (1) 水道の基盤強化及び広域連携の推進

水道法第1条の目的規定については、給水需要の増加に合わせた水道の拡張整備を前提とした時代から、人口減少に伴う水の需要の減少、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化の進行等の状況を踏まえ、既存の水道施設を維持・更新するとともに、必要な人材の確保が求められる時代となったことに対応し、「水道の計画的な整備」などとしていたのを「水道の基盤の強化」に変更した。従前の「計画的な整備」や「保護育成」は「基盤の強化」の重要な要素の1つに含まれるものである。

改正水道法第5条の2第1項に基づき、令和元年9月30日、厚生労働大臣は、水道の基盤を強化するための基本的な方針を告示した。本基本方針は、水道の基盤の強化に向けて、国、都道府県、市町村、水道事業者等が一体となって取り組む観点から、今後の水道の目指すべき政策的な方向性を定めるものである。

各都道府県におかれては、本基本方針に基づき、計画区域内の水道事業者等が講ずべき施策等を水道基盤強化計画に規定し、これを実施するよう努めるようお願いする。

また、水道事業者等におかれては、本基本方針が示す方向性及び水道基盤強化計画に則り、事業の基盤の強化に向けた取組を推進していただくようお願いする。

1,347の上水道事業の内、給水人口5万人未満の中小規模の事業者は914と多数存在している(平成29年度水道統計)。人的体制や財政基礎が脆弱な中小規模の水道事業者においては、単独で事業の基盤強化を図り、将来にわたり持続可能な水道事業を運営することが困難となりつつあるため、職員確保や経営面でのスケールメリットの創出につながる広域連携の手法を活用することが有効である。これまでも、厚生労働省では、水道ビジョン(平成16年)や新水道ビジョン(平成25年)の策定、財政措置等により、広域化(事業統合)を中心とする広域連携の推進を図ってきたが、今後は改正水道法に基づき、各都道府県を推進役として広域連携のより一層の推進をお願いする。

改正水道法においては、広域連携の推進に関し、以下の事項について規定している。

- ・ 都道府県は水道事業者等との間の広域的な連携を推進するよう努めなければならない。
- ・ 国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めること。
- ・ 都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができる。なお、改正前の水道法第5条の2第1項の規定に基づく広域的水道整備計画は、水道基盤強化計画と発展的に統合することとする。
- ・ 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする広域的連携等推進協議会を設けることができる。

以上の改正水道法を踏まえ、都道府県においては、水道事業者等のニーズに応じて広域連携が検討できるよう、市町村を超えた広域的な見地から、広域連携の推進役として、水道事業者、水道用水供給事業者等との間の調整を行うとともに、水道事業者等が行う事業基盤の強化に関し、情報の提供及び技術的な援助を行いつつ、国が策定する基本方針に基づき、広域連携の内容を含む水道基盤強化計画の策定及び広域的連携等推進協議会の設置について検討を進めていただくようお願いする。なお、水道基盤強化計画の策定にあたっては、「水道基盤強化計画作成の手引き」を参照されたい。

水道事業者等においては、都道府県における広域連携等の検討に必要な水道施設等の情報を都道府県に提供するなどの協力を行うとともに、自らも広域連携等による事業基盤の強化に向けて、近隣の水道事業者等とも連携するなどして検討・取組を進めていただくようお願いする。

なお、広域連携には、事業統合、経営の一体化、管理の一体化(水質検査の共同委託など)、施設の共同化(浄水場の共同設置など)のほか、事務代行や技術支援といった様々な形態があることから、広域連携の検討にあたっては、地域の実情に応じて適切に対応されたい。

また、「水道広域化推進プラン」の策定について、(平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)において、各都道府県に対し、水道広域化推進プランを策定するよう要請しているところである。水道

広域化推進プランは、水道基盤強化計画の策定を見据え、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的取組の内容等を記載するものであり、各都道府県においては、各市町村、水道事業者等と連携しつつ、令和4年度末までに策定・公表していただくようお願いする。

## (2) 適切な資産管理の推進

水道施設は、高度成長期以降に整備した施設が更新時期を迎えるなど、施設の老朽化が進行しており、その対策が急務となっているものの、水道施設の代表的な施設である管路では更新率（管路総延長に対してその年で更新された管路延長の割合）は0.70%（平成29年度）に留まっている状況にある。このように水道施設の老朽化が進行し施設の更新に要する費用が今後増大する見通しがある中、人口減少や節水型社会の進行による料金収入の減少に伴い、投資可能額の減少が予想されているため、必要な投資量を十分に見極めた上で、財源を確保することが必要となっている。

このため、中長期的な財政収支見通しに基づいて施設の更新、耐震化等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくためには、各水道事業者等において、長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）の実践が必要不可欠である。これを踏まえ、厚生労働省では、全国の水道事業者等において長期的な視点に立った計画的な施設更新・資金確保に関する取組が促進されるよう、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」を平成21年7月に公表した。

また、平成25年6月には、中小の事業者が手軽にアセットマネジメントを始められるよう、アセットマネジメント実践のための簡易支援ツールを水道事業者等へ周知・配布した。

平成30年度に実施した運営状況調査の結果によると、調査対象となった1,418事業者のうち、1,167事業者（約82%）がアセットマネジメントの出発点である更新需要・財政収支の試算を実施中又は実施済みであるものの、事業規模が小さくなるほど実施割合が減少する傾向にあり、計画給水人口5万人未満の事業者は約74%となっている。また、標準精度（タイプ3C）以上は全体の約52%、さらにその内、基本計画に反映している事業者は、全体の約34%にとどまっている。

また、アセットマネジメントに必要となる水道施設台帳の整備状況及び施設の点検状況に関して、平成28年度に7,372事業者（全ての水道事業者及び水道用水供給事業者）を対象にアンケート調査を行った。これによると、水道施設台帳については、水道事業者全体の約61%が概ね整備がされている状況であった。上水道事業では約74%が整備されている一方で、簡易水道事業は約56%にとどまっており、水道施設台帳のデータが不足している主な理由としては、「全てのデータが保管してあるか不明」

「市町村合併や事業統合で過去のデータが揃わない」などであった。一方、施設の点

検状況については、機械・電気・計装設備では日常点検及び定期点検が、それぞれ約88%、約72%の事業者で実施されていたものの、埋設され比較的点検が困難な管路ではそれぞれ約40%、約26%、コンクリート構造物では約61%、約9%にとどまっていた。

改正水道法においては、水道施設等の適切な資産管理を進める観点から、水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つため、これを維持し、修繕しなければならないこととしている。また、水道施設台帳を作成し保管するとともに、水道施設の計画的な更新に努め、その事業の収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないこととしている。

水道事業者等におかれては、改正水道法に基づく適切な資産管理として、下記①～④の対応をお願いする。また、都道府県におかれても、管下の水道事業者等に対し下記の内容を周知し、指導・監督等の際の参考とされるようお願いする。

### ① 水道施設の点検を含む維持・修繕について

水道施設の維持・修繕を適切に行うことで、老朽化等に起因する事故を防止するなど水道施設を適切に管理するとともに、予防保全の観点から、点検等を通じて施設を適切に把握し、施設の長寿命化による投資の抑制を図る必要がある。改正水道法においては、水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、点検を含む維持及び修繕をしなければならないこととし、水道施設の維持及び修繕に関する基準を厚生労働省令で定めているので、所管する水道施設に対して、点検等の方法や頻度等が定められ、異状を把握した場合には速やかに修繕等の対応を取るなど、適切に維持・修繕の措置がなされるようお願いする。なお、実施の参考となるよう、水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドラインを作成しているため、こちらも参照されたい。

### ② 水道施設台帳の整備について

水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記載した水道施設台帳を整備しておくことは、水道施設の適切な維持管理・更新を行う上で必要不可欠であるとともに、災害時等の危機管理体制の強化や、水道事業者等の間での広域連携・官民連携を行うための基礎情報としても活用できるため、改正水道法において、水道事業者等に対し、水道施設台帳の作成及び保管を義務づけることとしている。そこで、水道施設台帳が未整備の事業者におかれては、水道法改正法による本義務規定の適用日（令和4年9月30日）までに整備を完了するようお願いする。

水道施設台帳における記載事項は、上記の目的を果たす上で、必要最小限の内容について義務付けることを基本に、次の事項とする予定である。

- ・水道施設台帳は、調書（管路等調書、施設調書）、図面（一般図、施設平面図）及びその他（形式を問わない）により構成するものとする。
- ・また、電子システム等で上記の図面や調書の情報が、属性情報等の形で把握できる場合は、それをもって水道施設台帳が整備できていると見なす。

・水道施設台帳には次の情報を記載する。

【管路等調書】 管路等の区分・設置年度・口径・材質・継手形式毎の管路等延長

【施設調書】 名称、設置年度、数量、構造又は形式、能力

【一般図】 市区町村名とその境界線、給水区域の境界線、主要な水道施設の位置及び名称、主要な管路等の位置、方位・縮尺・凡例及び作成の年月日

【施設平面図】 管路等の基本情報（管路等の位置、口径、材質）、制水弁・空気弁・消火栓・減圧弁及び排水設備の位置及び種類、管路等以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線、その他地図情報（一般図の記載事項、附近の道路・河川・鉄道等の位置）

【形式を問わないもの】 管路等の設置年度、継手形式及び土かぶり、制水弁・空気弁・消火栓・減圧弁及び排水設備の形式及び口径、止水栓の位置、道路・河川・鉄道等を架空横断する管路等の構造形式、条数及び延長

水道施設台帳の整備にあたり、一部の情報が欠損している場合には、過去の工事記録の整理や現地調査、過去に在籍した職員への聞き取り調査の他、他の社会資本（下水道、道路、電気及びガス等）の整備状況や同種管路の普及時期等から当該施設の設置年度等を推測などにより、情報が補完できるよう作業を進められたい。

また、水道施設台帳整備を促進するための支援策として、平成30年5月に「簡易な水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドライン」を作成したので参照されたい。また、「水道施設台帳整備事業」及び「水道施設台帳電子化推進事業」の活用についても積極的に検討いただきたい。

（「簡易な水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドライン」）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000205762.html>

### ③アセットマネジメントの推進について

水道事業者等は、将来にわたって事業を安定的に経営するため、長期的視野に立った計画的な資産管理（アセットマネジメント）を行い、施設の更新需要を適切に把握し、財源確保を考慮しつつ水道施設の更新を計画的に行う必要がある。

そこで、改正水道法においては、水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととし、また、水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないことを規定している。

水道事業者等においては、アセットマネジメントの取組として、水道施設の更新需要及び財政収支の試算を進めるとともに、試算結果を施設の更新計画や経営計画に反映するようお願いする。また、試算の実施にあたっては、住民等に対する説明責任が適切に果たされるよう、標準精度（タイプ3C）\*以上とし、住民等に対して分かりやすい形で公表するよう努められたい。



※ 標準精度（タイプ3C）：更新需要の基礎データが更新工事と整合しており、財政収支の見通しとして収益的収支まで検討できている状態。（出典：水道事業におけるアセットマネジメントに関する手引き）

#### ④持続可能なサービスに見合う水道料金について

水道事業を将来にわたって安定的かつ持続的に運営するためには、事業の健全な経営を確保できるよう、財政的基盤の強化が必要である。

一方で、水道料金に係る原価に将来の更新費用が適切に見積もられていないため、水道施設の維持管理及び計画的な更新に必要な財源が十分に確保できていない場合がある。

こうした中で、改正法においては、第14条第2項第1号に、水道料金が、健全な経営を確保（適切な資産管理に基づき、水道施設の維持管理や計画的な更新などを行うとともに、水道事業の運営に必要な人材を確保し、継続的なサービスの提供が可能となるよう、水道事業を経営する状態をいう。）することができる公正妥当なものであることを法律上明示的に規定した。

また、改正法第22条の4第2項の規定により水道事業者が事業に係る収支の見直しを作成するよう努めることとされたことを踏まえ、水道法施行規則第12条において、料金原価の算定方法について、事業に係る長期的な収支の試算を行った場合にあっては、総括原価が当該試算に基づき算定時からおおむね3年後から5年後までの期間（料金算定期間）について算定されたものであることという規定とともに、料金算定期間ごとの適切な時期に見直しを行うものであることという規定を新たに設けた。収支の試算を行っていない水道事業者は、料金がおおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであることという従来からの規定に基づき料金の算定を行うことになるが、改正法の趣旨を踏まえ、速やかに収支の試算に基づく料金原価の算定方法に移行するとともに、主体的に料金算定期間ごとに水道料金の検証及び必要に応じた見直しを行うようお願いする。

更に、適切な資産管理に基づき、水道施設の計画的な更新等を行うためには、原価に含まれない将来の建設改良費等については、その費用を利潤から内部留保する必要がある。規則において、公正妥当な料金として資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額）を原価に含めるものとされているため、水道事業者においては、資産維持費を適切に盛り込んで料金原価を算定されたい。

### （3）官民連携の推進

政府全体の取組として、水道についても、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域化を行うとともに、多様な官民連携の活用を検討することが求められている。官民連携は、単に経費節減の手段としてではなく、水道事業の持続性、公共サービスの質の向上

に資するものとしても捉えるべきであり、水道事業及び水道用水供給事業を担う地方公共団体においては、それぞれの置かれた状況に応じ、長期的な視点に立って、優れた技術、経営ノウハウを有する民間企業や、地域の状況に精通した民間企業との連携を一層図っていくことが、事業の基盤強化に有効な方策の一つとして考えられる。

改正水道法に基づき令和元年9月に策定された「水道の基盤を強化するための基本的な方針」においても、官民連携について「水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つ」としたうえで、「官民連携の活用の目的を明確化した上で、地域の実情に応じ、適切な形態の官民連携を実施することが重要」としている。

水道事業及び水道用水供給事業における官民連携には、個別の業務を委託する形のほか、複数の業務を一括して委託する包括業務委託や、水道の管理に関する技術上の業務について、水道法上の責任を含め委託する第三者委託、DBO、PFIの活用など様々な連携形態がある。

さらに、改正水道法では、水道の基盤の強化のための手法の一つとして、多様な官民連携の選択肢を広げる観点から、PFI法に基づくコンセッション方式について、公の関与を強化し、地方公共団体が水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式が実施可能となり、令和元年10月から施行されたところである。

厚生労働省では、新たなコンセッション方式の許可に関する審査についての基本的な考え方を示すため、「水道施設運営等事業の実施に関する検討会」（座長：石井晴夫 東洋大学経営学部教授）における検討を経て、「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」を令和元年9月に策定した。また、併せて、水道事業において想定される官民連携手法について、各手法の特徴や、導入に当たって検討すべき事項等を解説した「水道事業における官民連携に関する手引き」について、新たなコンセッション方式の解説を加える等の改訂を実施した。水道事業者等におかれては、コンセッション方式を含む官民連携の検討に際して、本ガイドライン等を活用いただきたい。

(参考) 「「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」の策定及び「水道事業における官民連携に関する手引き」の改訂について」(令和元年9月30日付け厚生労働省水道課長通知 薬生水発 0930 第5号)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00005.html)

官民連携の推進については、民間企業の技術・経営ノウハウ及び人材の活用により、水道施設等の維持・管理、運営等の向上を図り、水道事業の基盤を強化していく上で有効な方策であることから、水道事業者等におかれては、各々の事業のあり方を踏まえた上で、多様な形態の官民連携の活用を一層検討されるよう取り組んでいただきたい。

また、水道事業者等と民間事業者の交流の場である官民連携推進協議会は令和2年度

以降も各地の希望に応じて柔軟に開催する予定であるため、積極的な参加をお願いする。

また、改正水道法に基づくコンセッション方式について、多く寄せられたご質問に対する考え方は以下のとおり (<https://www.mhlw.go.jp/content/000467081.pdf>)。

○ 今回の法改正により水道が民営化されるのですか？

- ・ 平成 23 年の PFI 法改正によりコンセッション方式が創設された当初から、水道事業については住民に対する給水責任を民間事業者に負わせる形であればコンセッション方式を導入することができました。今回の改正法では、事業の確実かつ安定的な運営のため公の関与を強化し、給水責任は自治体に残した上で、厚生労働大臣の許可を受けてコンセッション方式を実施可能にしたものです。

コンセッション方式の導入について、国や自治体の関与を強めたもので、水道事業自体を「民営化」するものではありません。

<コンセッション方式に関する制度改正のポイント>

①水の供給責任

水道事業者として住民に水を供給する責任は、従来通り市町村が負います。

②事前の対応

地方自治体は、PFI 法に基づき、あらかじめ料金の枠組み（上限）や民間事業者に委ねる管理運営の内容や水準等を定めます。これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣がその内容を確認した上で、許可します。

③事後の対応

地方自治体は、PFI 法に基づき、モニタリングを実施し、早期に問題点を指摘・改善します。これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣が直接、民間事業者の報告徴収・立入検査を行います。

- ・ また、コンセッション方式は、あくまで官民連携の選択肢の一つです。住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがある場合に、地方自治体が議会の議決を経て、地方自治体の判断で導入するものです。

○ コンセッション方式については、世界中で失敗し、再公営化されているのではないですか？

- ・ パリなどの再公営化の代表的事例など海外の事例を包括的に調査した報告書等から、海外の失敗事例における課題（①水質の悪化など管理運営レベルの低下、②水道料金の高騰、③民間事業者に対する監査・モニタリング体制の不備）を整理し、それらの教訓を踏まえ、十分対応できる制度設計をしています。
- ・ 再公営化された事例が各地にあることは事実ですが、民間委託が進んでいるフランスやアメリカでは、近年も契約の 9 割以上が更新（継続）されているなど、海外で一律に再公営化が進行しているわけではありません。

- コンセッション方式を導入した場合、水道水の安全性に問題は生じませんか？
  - ・ 我が国の制度では、まず地方自治体が、PFI 法に基づき「実施方針」と、民間事業者との契約である「実施契約」において、設備投資も含めた業務内容や管理・運営レベルを明確に定めます。
  - ・ さらに、今回の法改正により、厚生労働大臣はその内容を確認した上で、許可する仕組みとしています。
  
- コンセッション方式を導入した場合、水道料金が高騰しませんか？
  - ・ 我が国の制度では、まず地方自治体が、PFI 法に基づき条例で料金の枠組み（上限）をあらかじめ決定します。民間事業者は、その範囲内でしか料金設定ができません。
  - ・ これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣が適切な料金設定であることを確認した上で、許可する仕組みとしています。
  
- コンセッション方式を導入した場合、民間事業者への監督はどのように行われるのですか？
  - ・ 我が国の制度では、まず地方自治体が、PFI 法に基づき民間事業者の業務内容や経営状況について定期的にモニタリングを行い、早期に問題を指摘し、改善を要求します。
  - ・ これに加え、今回の法改正に基づき、厚生労働大臣が地方自治体のモニタリング体制が適切かを確認した上で許可するとともに、厚生労働省が直接、報告徴収・立入検査します。
  
- コンセッション方式を導入した場合、災害が起こったときに適切に対応できるのですか？
  - ・ コンセッション方式を導入した場合も、水道事業者は地方自治体のままで、これまでと変わりません。災害時の対応も、地方自治体が事業の最終的な責任を負った上で実施します。復旧事業に対する国庫補助等の財政支援も、これまでと同様に行われます。
  - ・ 災害時の対応をどこまで民間企業に委ねるかは、あらかじめ実施契約で定めます。厚生労働大臣は、地方自治体と民間事業者の間の役割分担が明確に定められているかを確認した上で許可します。
  - ・ 民間事業者はあらかじめ定められた明確な役割の範囲内で責任を分担し、災害時においても、地方自治体と民間事業者によって確実に災害対応が行われる仕組みとなっています。

- コンセッション方式には、外資系企業だけが参入することになりませんか？
  - ・ 今回の法改正では、外資系企業かどうかにかかわらず、コンセッション方式を導入する場合でも、水道事業を安全かつ確実に運営できる仕組みを盛り込んでいます。

また、地方自治体がコンセッション方式を導入しようとする場合、その事業者は、国内企業、外資系企業問わず、透明かつ公平に選定する仕組みになっています。
  - ・ そもそも国内企業も、今でも浄水場の運転管理等を通じて十分な実績があります。こうした企業はコンセッション事業を受ける能力を保有しており、外資系企業だけが参入することにはなりません。
- 一度、コンセッション方式を導入すると、仮に事業が失敗しても元に戻せないのではないですか？
  - ・ コンセッション方式を導入する場合も、民間事業者を監視・モニタリングするための職員は地方自治体に残ります。

民間事業者の経営状況や業務の実施状況に対する日常的なモニタリングにより、経営難に陥る前に対処します。
  - ・ 万が一、事業継続が不可能となった場合でも、これまでモニタリングを担当してきた地方自治体の職員が中心となり、自ら直営で水道事業を実施することにより事業継続が可能です。水道の運転管理に実績のある他の事業者に委託することもできます。
  - ・ こうしたリスクに備えた措置についても、あらかじめ事業契約で定めることが必要です。さらに、今回の法改正では、厚生労働大臣がその内容を確認した上で、許可する仕組みとなっています。

#### **(4) 指定給水装置工事事業者制度の改善**

指定給水装置工事事業者制度は、従来、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に全国一律の指定基準による現行制度が創設された。これにより、広く門戸が開かれ、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が大幅に増加したが、指定の有効期間が無く、指定工事事業者の廃止・休止等の状況も反映されにくいため、指定工事事業者の実体を把握することが困難であり、指定工事事業者の違反行為や利用者からの苦情が発生していた。

このため、指定工事事業者を巡るトラブルの防止や指定後の実態を把握し、指定工事事業者の資質が継続して保持されるよう、指定に有効期間を設ける更新制を導入することとした。指定の有効期間は、実態との乖離防止や水道事業者や指定工事事業者の負担も考慮し、5年間とした。

現在、約 23 万者以上の指定工事事業者が存在しており、これらの更新時期が 5 年後の一時期に集中することのないようにするために、最初の更新の時期について、指定を受けた日に応じて段階的に 5 年を超えない期間を設定することとした。

指定を受けた年月日	指定の有効期間
平成 10 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日	1 年
平成 11 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日	2 年
平成 15 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	3 年
平成 19 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	4 年
平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日	5 年
平成 26 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日	5 年

令和元年 6 月 26 日水道課長通知「水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入について」において、更新制の導入に関する留意事項を示しているところであるが、水道事業者におかれては、これらの趣旨を踏まえつつ、適切な対応をお願いする。

- ・ 5 年間の指定の有効期間については、指定工事事業者の質の担保や複数の水道事業者へ申請を行う指定工事事業者の事務負担を考慮し、全国一律の期間としており、指定の有効期間の延長又は短縮はできないこと
- ・ 更新の申請時期については、水道事業者自らの運用において合理的な範囲内で設定することができるが、指定工事事業者が十分に時間的余裕をもって申請書の準備を行うことができるよう配慮すること
- ・ 指定工事事業者からの更新の申請時に、水道事業者等が開催する講習会の受講実績、指定工事事業者の業務内容、主任技術者等の研修会の受講状況、配管技能者の配置状況といった情報を確認し、必要に応じて指定工事事業者に対して指導を行うこと
- ・ 更新時に確認した情報を活用し、指定工事事業者の業務内容をはじめとした水道利用者が指定工事事業者を選択する際に有用となるような情報について、定期的に提供すること

また、水道事業者におかれては、指定工事事業者制度の指定の更新制の導入にあたり、令和元年 7 月 24 日に発出した事務連絡「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドライン（確定版）について」を参考に、必要な対応をよろしくお願いする。

## 2. 水道施設整備費に係る予算等について

### (1) 令和2年度水道施設整備関係予算

#### ①水道施設整備関係予算の概要

水道施設の整備に係る令和2年度予算案については、緊急対策の実施に必要な経費を含め、他府省計上分と合わせて、606億円を計上し、令和元年度補正予算と令和2年度予算案を合わせた施設整備費の総額は820億円となっている。

これらのほか、東日本大震災などの災害復旧費に85億円を計上している。このうち、東日本大震災の災害復旧費については、各自治体の復興計画で、令和2年度に予定されている施設の復旧に必要な経費について財政支援を行うため、復興庁に81億円を一括計上している。

#### ②水道施設における緊急対策について

平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震等の災害を踏まえ、平成30年度より3か年にわたり緊急的に実施している水道施設の停電・浸水災害・土砂災害対策及び耐震化対策（臨時・特別の措置）については、最終年度である令和2年度に実施が必要な経費として令和2年度当初予算案に211億円を計上している。

また、令和元年台風第19号等の自然災害による被害等を踏まえ、令和元年度補正予算による追加の措置及び臨時・特別の措置の見直しを行ったところであり、具体的な内容は以下のとおりである。

##### ア. 取水・浄水場における対象の拡充（臨時・特別の措置の見直し）

停電・浸水災害・土砂災害対策の対象となる取水・浄水場について、これまでは1事業者において1施設に対象を限定していたが、新たに断水影響が2千戸以上など影響の大きい取水・浄水場を対象とする。

##### イ. 浄水場の下流にある施設に対する対策の追加（令和元年度補正予算）

取水・浄水場において対策を実施する計画がある場合は、その下流にある施設（配水場・ポンプ場）を新たに対策の対象に加える。

##### ウ. 配水支管の国庫補助対象の拡充（令和元年度補正予算）

配水支管の補助対象として新たに地域防災計画に位置づけられていない学校や福祉施設等、公共性が高く社会的影響が大きい施設に配水するものを加える。

なお、上記イ及びウについては令和元年度補正予算に限定された措置であるので、一般の制度拡充の趣旨をご理解いただき、全国の水道事業者等に幅広く活用していただけるよう、引き続き各関係者への働きかけをお願いする。

### ③生活基盤施設耐震化等交付金による支援策の拡充について

令和2年度当初予算案においては、生活基盤施設耐震化等交付金の支援策を拡充し、令和元年10月1日に施行された改正水道法及び「水道の基盤を強化するための基本的な方針」を踏まえた人材育成や施設整備に対する財政支援を実施することとしている。

具体的な拡充内容は以下のとおりである。

#### ア. 指導監督交付金の対象拡大

広域連携の推進等のため都道府県が行う以下の事業に要する経費に対して財政支援を実施する。

- ・水道事業者等の人材育成のための研修事業
- ・小規模な水道事業者等に対する技術者派遣によるOJT事業

#### イ. 事業の縮小に伴う施設の統合整備事業の創設

給水人口の減少等給水区域における一般の水の需要を踏まえた事業規模の見直しに伴い、水道事業者等が行う配水池及び浄水場等の統合整備を行う事業に対して、財政支援を実施する。

## (2) 簡易水道事業に対する財政支援制度

平成19年度に補助制度の見直しが行われた簡易水道事業に対する国庫補助制度は、原則として、特定簡易水道事業に対して、事業を統合することを条件に平成28年度まで補助を実施し、その中でも自然災害等の理由により期限を延長した事業については、令和元年度まで実施してきたところである。

令和2年度以降も、簡易水道事業を統合した上水道事業の経営を圧迫する恐れのある場合(※)や、近隣に他の水道事業が無いなど統合が困難な簡易水道の整備事業については、引き続き(旧)簡易水道施設の施設整備に係る国庫補助の対象とすることとしているため、補助制度の活用について積極的にご検討いただきたい。

※以下の要件を全て満たす場合に補助対象となる

- ・旧簡易水道施設が他の施設から原則として200m以上離れている場合  
→200mは連絡管により連絡(必要水量の供給)が可能な距離として定めているものであり、施設間の距離が200m未満であっても地理的な条件等により連絡が困難な場合は補助対象となりうる。
- ・簡易水道を統合した上水道事業の資本単価が103.5円以上であるもの  
→資本単価は簡易水道統合後の上水道事業における今後20年間の施設整備計画を踏まえ適切に算出いただきたい。
- ・旧簡易水道施設の有収水量あたりの事業費用が平均以上であるもの



### 3. 水道における災害対策・危機管理

#### (1) 自然災害の発生状況と対策

##### ①平成 30 年寒波

平成 30 年 1 月下旬からの大雪や寒波による影響により、屋外の給水管の凍結・破損による漏水事故が多発し、漏水の影響により、配水池の水位が低下し、大規模な断水に至る事例が発生した。

- ・ 1 月下旬からの大雪や寒波による影響により、北陸地方を中心に、最大で 31,190 戸が断水（2 月 7 日までに解消）。
- ・ 2 月初旬からの大雪や寒波による影響により、中国四国地方を中心に、最大で 4,732 戸が断水（2 月 13 日までに解消）。

近年では、平成 28 年 1 月にも西日本において、非常に強い寒波により屋外の給水管等が凍結し破裂すること等による漏水が相次ぎ、その結果配水池の水位が低下し断水に至った事例が発生した。このほか過去には、降積雪により電線が破断することによって発生した停電による断水事例も報告されている。

このため、厚生労働省では、平成 29 年 12 月 8 日付け事務連絡「給水管の凍結及び降積雪による断水被害の防止に係る措置について」、平成 30 年 2 月 1 日付け事務連絡「給水管等の凍結等による断水被害の防止に係る措置について」等により、全国の水道事業者に対して、水道の利用者に対する各種周知（給水管の凍結防止策、給水管が破損した場合の対処方法等）、配水池水位の監視と被害箇所の早期把握、空き家の給水管の凍結・破損への警戒等の対応を求めてきたところ。

※ 今回の寒波等の影響による断水被害が、給水管の凍結防止対策が行われている寒冷地でも大規模に発生したことを踏まえ、給水管等の凍結等による断水被害の防止対策に万全を期されるようお願いする。特に北陸地方の断水被害では、空き家での給水管等の凍結・破損による漏水対応に時間を要したことが報告されているため、空き家など水道の使用を中止している家屋への対応（止水栓の閉栓等）を徹底するようお願いする。

##### ・凍結防止対策の徹底

水道事業者が定めている給水装置工事に関する設計基準等に凍結防止の方法等を明記して対策を徹底する。水道利用者に対しても、多種多様な手段を用いた随時の広報を行う。

##### ・空き家対策の徹底

水道事業者への使用中止等の届出がない空き家について、以下の対応を実施する。

長期不在家屋：検針データにより水道を使用していない家屋等をあらかじめ特定しておき、寒波が予想される前に止水栓を閉栓する。

一時不在家屋：水道の利用者に対し、冬期に不在にする場合は、止水栓の閉栓や水抜きを実施しておくよう注意喚起を図る。

## ②平成 30 年北海道胆振東部地震

平成 30 年 9 月 6 日、北海道厚真町で最大震度 7 を記録した胆振東部地震では、北海道内の 44 市町村において、土砂災害及び停電等による浄水施設・配水管等の損壊により、最大 6 万 8 千戸の断水が発生した。発災後は、北海道内の水道事業者等から給水タンク車や人員が派遣され、応急給水・応急復旧活動を実施し、10 月 9 日までに被災地全域で断水が解消した。

## ③令和元年房総半島台風

令和元年房総半島台風では、送電線鉄塔や電柱の倒壊に伴う大規模な停電等により、浄水場等水道施設の運転が停止し、千葉県、東京都、静岡県内の 3 都県 27 事業者において、9 月 9 日から最大約 14 万戸の断水が発生した。発災後は、千葉県水道行政が主体となって調整し、千葉県内の水道事業者等から給水タンク車や人員が派遣され、応急給水活動を実施するとともに、電源車や可搬式発電機の配備による電源確保や復電により応急復旧活動を実施した。これらの応急復旧活動により、9 月 25 日までに被災地全域で断水が解消した。

## ④令和元年東日本台風

令和元年東日本台風では、浄水場等の冠水、配水管の破損等により水道施設が甚大な被害を受け、福島県、茨城県など 14 都県 103 事業者において、10 月 12 日から最大約 16 万 8 千戸の断水が発生した。発災後は、関東・中部・東北の水道事業者等から給水タンク車や人員が派遣され、応急給水・応急復旧活動を実施した。これらの応急復旧活動により、11 月 14 日までに被災地全域で断水が解消した。

地震や水害等の災害対応においては、迅速な応急給水や応急復旧といった応急活動の体制確保が重要であり、被害の大きい災害では日本水道協会や都道府県等の連携と応援による応急活動が不可欠となる。

厚生労働省では水道事業者等が危機管理対策マニュアルを作成する際の参考となるよう各災害事象に対応する危機管理対策マニュアル策定指針等を取りまとめており、水道事業者等においては、これを活用した具体的・実践的なマニュアル作成と、マニュアルに基づく訓練の定期的な実施やマニュアルの点検・検証、必要に応じた改定をお願いする。また、近年の地震を踏まえ、他都市からの応援を受け入れるための宿舎・給食・駐車場等の確保について、あらかじめ検討するよう努められたい。

今後は、首都直下地震や南海トラフ巨大地震など大規模災害に備えて、水道事業者等の単独の訓練だけでなく、日本水道協会等による広域的な訓練への参加などにより、災害への対応力を高めていくことも重要である。

(危機管理対策マニュアル策定指針)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/sisin.html>

【平成 30・31 年、令和元年の主な自然災害】

	発生時期	災害名称等	断水戸数	最大断水日数
寒波	H30.1 下旬	平成 30 年 1 月 寒波 (新潟県、石川県等)	約 3.1 万戸	12 日
寒波	H30.2 月上旬	平成 30 年 2 月 寒波 (山口県、愛媛県等)	約 0.5 万戸	5 日
地震	H30.6.18	大阪府北部を震源とする地震 (大阪府高槻市等)	約 9.4 万戸	2 日
大雨	H30.7 月上旬	平成 30 年 7 月豪雨 (広島県、愛媛県、岡山県等)	約 26.3 万戸	38 日 <sup>※1</sup>
台風	H30.9 月上旬	平成 30 年 9 月 台風第 21 号 (京都府、大阪府等)	約 1.6 万戸 <sup>※2</sup>	12 日
地震	H30.9.6	北海道胆振東部地震 (厚真町、安平町等)	約 6.8 万戸	34 日 <sup>※1</sup>
台風	H30.9 下旬	平成 30 年 9 月 台風第 24 号 (静岡県、宮崎県等)	約 2.0 万戸 <sup>※2</sup>	19 日
台風	R1.9 月上旬	令和元年房総半島台風 (千葉県、東京都、静岡県)	約 14.0 万戸	17 日
台風	R1.10 中旬	令和元年東日本台風 (宮城県、福島県、茨城県、栃木県等)	約 16.8 万戸	34 日

※1 家屋等損壊地域を除く

※2 台風 21・24 号で断水戸数が多いのは停電による短時間の断水が発生したため

(2) 水道施設の耐震化の計画的実施

水道施設の耐震化に係る基準については、平成 18 年度から平成 19 年度にかけて検討会・審議会を重ね、その検討結果を反映した施設基準省令の改正を平成 20 年 3 月に公布、同年 10 月に施行した。この改正により、水道施設の重要度を 2 つに区分し、それぞれが備えるべき耐震性能の要件を明確にしている。

管路を更新する際、布設する管路はこの要件が適用されるため、更新時の管路の管種の選定については、管路の重要度や埋設環境等に応じ、所要の耐震性能を備えたものとするようお願いしたい。その際、平成 20 年 4 月 8 日水道課長通知「水道施設の耐震化の計画的実施について」において、耐震性能が特に低い石綿セメント管について、遅くとも概ね 10 年以内に転換を完了するよう要請したものの、平成 29 年度末時点で約 4,400km が残存している状況にあるため、特に石綿セメント管が残存している水道事業者等は早期解消に努めるよう改めてお願いする。なお、撤去作業にあたっては、「水道

用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」(平成17年8月厚生労働省水道課)などを参照の上、適切に対応されたい。

既存施設については、全ての水道施設を直ちに省令に適合させることが困難であるという実情を考慮し、当該施設の大規模の改造の時までは、改正後の規定を適用しないとの経過措置が置かれているが、既存施設についても、地震が発生した場合に被害を抑制することが重要であり、できるだけ速やかにこれらの基準に適合させることが望ましい。

また、既存施設については破損した場合に重大な二次被害を生じるおそれが高い施設や影響範囲が大きく応急給水で対応できないことが想定される重要な施設などについては、早期に耐震化が完了することが重要である。新水道ビジョンでは、水道事業者は自らの給水区域内の重要な給水拠点を設定し、当該拠点を連絡する管路、配水池、浄水場の耐震化を完了させることを当面の目標としており、計画的な耐震化の実施をお願いする。

また、平成23年10月3日の水道法施行規則の一部改正により、規則第17条の2において規定されている、水道事業者が需要者に対して行うべき情報提供の項目に「水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項」を追加している。水道利用者の理解の一助となるよう、水道事業者は年1回以上、水道の耐震化に関する情報提供を行う必要があるので、耐震化の推進に向けたより効果的な情報発信に努めて頂くようお願いしたい。

平成25年度において、東日本大震災における管路被害を調査・分析し、今後の管路耐震化のための最新の判断材料を整理するとともに、管路の耐震化に向けて水道事業者等が取り組むべき事項を「管路の耐震化に関する検討報告書」に取りまとめ、平成26年6月に公表している。水道事業者等においては、喫緊の課題である管路の耐震化にあたり、同報告書の内容を参考とし、既存管路の更新に係る優先順位付け、管路の耐震化に供する管種・継手の選定等を、各事業の実情を考慮しつつ適切かつ効率的に行って頂くようお願いしたい。

さらに、水道事業者等がそれぞれの水道の状況に応じて計画的に耐震化施策を推進する上で活用できるよう「水道の耐震化計画等策定指針」をとりまとめ、平成27年6月に改訂しているが、本指針を参考として、耐震化計画の策定やさらなる内容の充実を図るようお願いする。また、これに併せて「水道の耐震化計画策定指針・資料編」、「水道の耐震化計画策定ツールの解説と計画事例」及び「水道の耐震化計画策定ツール(簡易ソフト)」、病院等の重要給水施設に至る管路の耐震化にかかる「重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き」を提供している。これらも積極的に活用されるようお願いする。

(水道課長通知「水道施設の耐震化の計画的実施について」)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/tuuchi/dl/ks-0408002.pdf>

(水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/dl/sekimen.pdf>

(「管路の耐震化に関する検討報告書」)

[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/taisinkahoukokusyo6\\_27.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/taisinkahoukokusyo6_27.pdf)

(「水道の耐震化計画等策定指針」)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000089462.pdf>

(「重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き」)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000166060.pdf>

### (3) 基幹水道施設の耐震化の状況

平成 30 年度末時点の基幹管路（導水管、送水管及び配水本管）と基幹施設（浄水施設と配水池）の耐震化に係る状況調査を行った。全国の基幹管路の耐震適合率は 40.3%（前年比 1.0%増）、基幹施設においては浄水施設で 30.6%（同 1.5%増）、配水池で 56.9%（同 1.7%増）であったが、依然として十分に耐震化が進んでいるとは言えない状況である。

南海トラフ地震や首都直下地震など、今後の発生が想定される大規模自然災害に対し、被害の軽減を図るためには水道施設の耐震化が喫緊の課題である。水道事業者等においては、今後も引き続き、水道施設の耐震化に向けた積極的な対応をお願いする。

(耐震化の状況に関する報道発表)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189572\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189572_00004.html)

また、重要給水施設の選定状況及び重要給水施設に至る管路の耐震化状況を調査したところ、平成 29 年度末時点で基幹管路における耐震適合率は 46.1%となっており、全ての基幹管路を対象とした数値（同年 39.3%）に比べて、6.8 ポイント高い値であった。重要給水施設を選定できていない事業者においては早急に選定するとともに、当該施設に至る管路の耐震化について計画的に取り組むようお願いする。

なお、本調査の数値は新水道ビジョンで掲げた当面の目標の進捗状況を示す指標であり、次年度以降も調査を継続し、HP等で公表していく予定である。

### (4) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

国では、南海トラフ地震や首都直下地震など、発生が想定される大規模自然災害に対し強靱な国づくりに関する取組として、国土強靱化基本計画及び国土強靱化アクションプラン 2018 を策定し、水道においては基幹管路の耐震適合率を 2022 年度末までに 50%以上に引き上げる目標を掲げている。さらに、大規模地震の発生確率の増加、異常気象

の頻発・激甚化等を踏まえ、平成30年12月14日に国土強靱化基本計画を見直すとともに、平成30年9月から政府全体で実施した重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、3年間で特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策をとりまとめた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定した。同緊急対策では、上記の耐震化目標を達成するため、耐震化のペースを1.5倍に加速させるとともに、重要度の高い浄水場・配水場の耐震化率をそれぞれ3%、4%引き上げるという地震対策に加え、特に重要度の高い水道施設に対し、自家発電設備の設置等の停電対策(139カ所)、土砂流入防止壁の設置等の土砂災害対策(94カ所)、防水扉や止水堰の設置等の浸水災害対策(147カ所)に取り組むこととしている。

以上の状況を鑑み、平成31年2月25日薬生水発0225第1号厚生労働省水道課長通知「水道における緊急対策の実施について」により、以下の対応をお願いしている。

- ・省令で定める水道施設の技術的基準への既存施設の適合状況について再点検するとともに、緊急対策の趣旨を踏まえ、水道施設の強靱化に関するより一層の積極的な取組を進めること。

※・災害その他非常の場合に断水その他の給水への影響ができるだけ少なくなるように配慮されたものであるとともに、速やかに復旧できるように配慮されたものであること(省令第1条第4号)。

- ・施設の重要度に応じて、地震力に対して次に掲げる要件に備えるものであるとともに、地震により生ずる液状化、側方流動等によって生ずる影響に配慮されたものであること。

重要な水道施設：レベル1地震動に対して、当該施設の健全な機能を損なわない。レベル2地震動に対して、生ずる損傷が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさない。

それ以外の水道施設：レベル1地震動に対して、生ずる損傷が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさない。

(省令第1条第7号)

今後、緊急対策として集中的な対策が必要と位置づけられた重要度の高い水道施設を管理する水道事業者等に対しては、対策の実施に関する進捗状況の調査を引き続き行う予定である。

なお、厚生労働省では、令和元年度補正予算より、なお一層の緊急対策の推進を図るため、水道事業者等に対する財政支援の拡充及び必要な予算を確保したところであり、これらの活用を含め、水道事業者等においては、早急に対策に取り組むようお願いする。

(「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jyuyouinfura/index.html>

(水道課長通知「水道における緊急対策の実施について」)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00003.html)

## (5) 水災害に関する防災・減災対策の事例について

平成 30 年 7 月豪雨災害と同様、令和元年東日本台風においても水道施設に浸水被害が発生したところであり、浸水災害対策についても取り組んで行く必要がある。

厚生労働省では、水道事業者等における浸水災害対策の検討に資するよう、全国の水道事業者等を対象に浸水災害対策に関する取組事例の調査を実施（令和 2 年 1 月 17 日付事務連絡）したところであり、浸水想定区域に位置する水道施設を管理する水道事業者等におかれては、当該取組事例を参考にしつつ詳細な検討を進めるなど、取組を推進していただくようお願いする。

## (6) 水道分野におけるサイバーセキュリティ対策について

水道事業者等における情報セキュリティについては、平成 25 年 6 月に「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第 3 版）」を送付し、適切な対策の実施を依頼してきたところであるが、政府のサイバーセキュリティ戦略本部において、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 4 次行動計画（平成 29 年 6 月）」や「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針（第 5 版）（平成 30 年 4 月）」等が策定されたことを踏まえ、平成 31 年 3 月 29 日に「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第 4 版）」を公表したので、水道事業者等におかれては、これを参考に引き続き取組を進めていただくようお願いする。

一方、行動計画には、重要インフラサービスを維持する観点から必要に応じて情報セキュリティ対策を関係法令等の保安規制に位置づけることが掲げられている。そのため、水道施設におけるサイバーセキュリティ対策を強化する観点から、水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正した。令和 2 年 4 月 1 日の施行に向け、省令に則したサイバーセキュリティを確保するために必要な措置を講じられたい。

## (7) その他危機管理対策について

### ① 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図るため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号）が制定された。同法には、国や地方公共団体等の行動計画の作成が位置づけられている。また、それらの行動計画等の定めに基づき、水道事業者、水道用水供給事業者である地方公共団体は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水の安定的かつ適切な供給のための措置を講じなければならないとされているので、それぞれの都道府県や市町村の行動計画の策定及び実施に協力されたい。

特措法第 6 条に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成 25 年 6 月 7 日）では、全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患し、流行が約 8 週間程度続くと予想されており、また、本人の罹患や家族の罹患等により事業者の従業員の最大 40%が欠勤することが想定されている。新型インフルエンザ発生時においても、最低限の国民

生活を維持できるよう、水道事業者等は社会機能維持者として安全確保を前提として水道水を安定的に供給していく必要がある。そのためには各事業者において、新型インフルエンザに対応した事業継続計画を策定し、従業員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、応援要員リストの作成などを事前に行っておくことが重要である。

厚生労働省では平成19年10月に「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定（平成21年2月改訂）したところであるが、新型インフルエンザ（A/H1N1）の実際の流行やアンケート結果等を踏まえ、平成22年12月に「新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針」を水道事業者等に送付した。各水道事業者等においては、本策定指針を参考として業務継続計画（BCP）を策定し、適切な新型インフルエンザ対策を推進していただくようお願いする。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対し実施される予防接種（特定接種）については、水道水を安定的・適切に供給するという社会的役割を果たすため、浄水管理、導水管理若しくは送水管理若しくは配水管理、水道施設の故障若しくは障害対応又は水質検査といった国民生活の維持に最低限必要な業務の従事者を対象に、登録できることになっている。なお、登録にあたっては、産業医を選任していること、業務継続計画を作成していることを要件として、従事者の業務内訳を明らかにすることになっている。

特定接種の登録は、平成28年度から「特定接種管理システム」で実施しており、平成29年度に対象事業者登録の確定通知及び厚生労働省HPで公表し、平成30年度に登録情報の更新・変更を行った。令和元年度から新規申請の受付を実施しており、令和2年度以降も引き続き、適宜、対応をいただきたい。

なお、ワクチンはあくまで業務継続のための支援ツールの1つに過ぎず、特定接種の実施の要否や、実際の接種の対象となる業種、配布されるワクチン数なども、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部にて決定されることになるため、登録されたことをもって特定接種を受けられる訳ではないことにはご留意願いたい。

（参考）

・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について」（平成28年4月13日付け事務連絡）

（特定接種（国民生活・国民経済安定分野）について）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108661.html>

（新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/dl/101130-03.pdf>



## ②新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症に対する対応について」（令和2年1月31日付け事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に対する対応について」等により、各水道事業者等における対応をお願いしているところである。

各水道事業者等におかれては、国民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠な水道水を供給する主体として、水の供給に支障が生じることのないよう、職員をはじめとする作業従事者の感染予防対策の徹底、感染者発生時の代替要員の確保、多くの職員等が罹患した場合を想定した継続すべき優先業務の絞り込み、必要な物資の事前の確保等、必要な対応を進めていただくようお願いする。

## ③健康危機管理の適正な実施並びに危機管理情報の提供について

平成29年3月31日に一部改正した厚生労働省水道課長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成25年10月25日付け健水発第1025第1号）により、①「飲料水健康危機管理実施要領」により引き続き危機管理の実施をお願いするとともに、②風水害、地震等の自然災害や一定規模以上の事故等による水道施設への被害及び水質事故等に関して、所定の様式、方法にて厚生労働省への報告をお願いする。

（水道課長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/index.html>

## ④テロ対策

昨今の国際情勢の緊張感の高まりや、今年は第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会の開催等が予定されていることを鑑み、各水道事業者及び水道用水供給事業者におかれては、テロ対策の重要性を再度認識し、地域の実情に応じたテロ対策の実施を着実に進めるようお願いする。

特に、テロ対策マニュアルを未だ策定していない水道事業者等におかれては、早急に整備を進め、事件発生に備えた事前対処及び事件発生時の対処を早急に行うことができる体制整備を講じるようお願いする。

（テロ対策マニュアル策定指針）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000165023.pdf>

## 4. 水道におけるIoT活用の推進について

### (1) 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業

#### ①水道事業におけるIoTの活用

水道施設の運用や維持管理等は職員のノウハウに大きく依存しており、ベテラン職員の退職等による職員の減少が続いている水道事業者においては、職員の負担が大きなものとなっている。また、離島や山間、豪雪地域といった、地理的条件の厳しい地域にある水道施設の維持管理には、多くの時間と費用を要している。この他にも、水需要の減少や施設の老朽化の進行、広域連携の推進に伴い、今後、施設の配置が広範囲に広がるとともに、施設の統廃合も進むものと考えられる。

このような中で、水道事業におけるIoTの活用は、個々の職員が有していたノウハウを共有化することが可能であり、業務の標準化にもつながるなど、管理のより一層の効率化や、高度化が図られ、水道事業の基盤強化につながるものと考えられる。

#### ②「水道事業におけるIoT活用推進モデル事業」

水道施設についてIoTによる先端技術を活用することで、自動検針や漏水の早期発見、広域的な水運用といった業務の効率化に加え、ビッグデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断などの管理の高度化等、先端技術を活用して科学技術イノベーションを指向する事業に対して、上水道事業者及び水道用水供給事業者を対象に「水道事業におけるIoT活用推進モデル事業」（生活基盤施設耐震化等交付金）による支援を平成30年度より実施している。

これまでに、香川県広域水道企業団の統合システム等導入事業、愛知県豊橋市上下水道局のスマートメーター導入事業に対して支援を実施している。

本事業の趣旨に合致する事業を実施する予定の水道事業者等においては、適宜活用いただきたい。

#### ③愛知県豊橋市上下水道局におけるモデル事業の活用

市内全域の水道メーター検針の自動化に向けた先行取組みとして、約27万km<sup>2</sup>の工場跡地に住宅や商業施設等を整備する複合開発地区において、約400戸の戸建て住宅にスマートメーターの導入を順次開始しており、令和元年10月より順次自動検針を開始した。令和2年度中に約100戸にスマートメーターを設置し、43戸で自動検針が実施される見込みである。

本事業は、全国で初めて電気（中部電力株式会社）・ガス（中部ガス株式会社）・水道（豊橋市上下水道局）の三者共同検針の社会実装であり、検針業務の効率化を図るとともに、使用水量や水道料金等のウェブページ上での見える化、漏水の早期発見等に利活用する。将来的には検針・料金徴収等の類似業務における連携・統合等業界を超えた新たな業務モデルの構築につなげることを目指している。

## (2) 「水道情報活用システム」の実装に向けた対応

### ① 「水道情報活用システム」の検討経緯

水道部門における CPS/IoT の導入・普及に向けて、経済産業省及び NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）において「IoT を活用した新産業モデル創出基盤事業／水道 IoT の社会実装推進に向けた検討」（2017 年度～2018 年度）等による検討が実施されており、厚生労働省としても同事業への協力を行ってきた。厚生労働省では、同事業の成果を踏まえ、経済産業省とも連携し「水道情報活用システム」の社会実装に向け「水道情報活用システム導入の手引き」の策定や、平成 31 年 2 月 19 日付け事務連絡「標準仕様に基づく水道情報活用システムに関するモデル事業への参加希望者の募集について」に登録した水道事業者等向け説明会、標準仕様書管理方法の検討等を行ってきたところ。データ流通性等を統一した水道情報活用システムは、水道事業者等にとっては、ベンダロックイン解除や共同利用・運用等によるコスト削減、維持管理の負担軽減等、水道事業運営の効率化・高度化に資すると考えられ、ベンダ等においても、これまで水道事業者等の個々の仕様に合わせるための開発の負担軽減、マーケット拡大等のメリットが考えられることから、水道事業者、ベンダの双方にとってメリットを享受できるものであると考えられる。また、水道情報活用システムの最大の目的は、システム間のデータ流通をシームレスに行うことであらゆる情報の利活用を図り、水道事業運営の高度化、効率化等を促進することである。多くの水道事業者等が水道情報活用システムを導入することで、様々な形式の情報利活用モデルが蓄積される。これを全国の水道事業者等に水平展開を図ることが、水道事業全体の基盤強化にもつながると考える。

### ②水道施設情報整備促進事業（経済産業省補助事業）

経済産業省では、平成 31 年度予算で、水道情報活用システムのプラットフォームを構築・運営し、水道事業者等に対してサービスを提供する民間企業等に対して、水道施設情報整備促進事業（平成 31 年度予算額 5 億円）による補助を実施しており、株式会社 JECC が事業者を選定され、現在プラットフォームの構築、運用テスト等を行っているところ。株式会社 JECC が運営するプラットフォームは、2020 年 4 月からのサービス提供が見込まれている。

本事業では、2018 年度まで経済産業省及び NEDO で実施してきた実証事業を引き継ぐ形で有識者や水道事業者等、システムベンダ等が参画する水道施設情報整備促進事業委員会を開催しており、経済産業省や厚生労働省も協力している。本委員会では、関係者からの意見を踏まえて標準仕様の改定や、水道情報活用システム標準仕様への対応ベンダの拡充等を実施してきた。

なお、プラットフォームは、民間企業等が運営するプラットフォームを複数の水道事業者等が共同で利用するだけではなく、水道事業者等が個々または共同でプラットフォームを構築し運用する形態が考えられる。水道情報活用システムの導入に際しては、プラットフォームの利用形態をどのようにするか水道事業者等が判断することとなる。

### ③水道情報活用システム導入支援事業

令和元年11月25日付け事務連絡「水道情報活用システム」導入支援事業の募集について」で周知したとおり、令和2年度から当面4年度までに水道情報活用システムの導入を開始する水道事業者等に対して、生活基盤施設耐震化等交付金「水道事業におけるIoT活用推進モデル事業」を活用した導入支援事業を実施する。7水道事業者から導入支援事業への登録があり、令和2年度より水道情報活用システム導入に関する財政支援、技術的支援を実施していく。

令和3年度より水道情報活用システムの導入事業を実施する事業者の募集は、令和2年秋ごろに実施する予定である。令和3年度より導入を希望する水道事業者等は、令和2年度募集に登録いただきたい。

### ④水道情報活用システムの標準仕様管理

水道情報活用システムの標準仕様は、情報利活用の高度化、日々進化する技術等への対応、セキュリティ対策のためにも、水道情報活用システムを利用する関係者（水道事業者等、アプリケーションベンダ、デバイスベンダ、プラットフォーム運営事業者、ほか）からの要望・提案を受け、改定等を継続的に行っていく必要がある。個々の関係者が独自に改定等を行うと、情報流通性の担保が保てなくなるだけでなく、一部のベンダの技術等に偏るなど公平性が保てず、水道情報活用システム利用者にとっては不利益となる恐れがある。

そのため、独立した第三者機関が標準仕様等を管理し、改定等を行うことが望ましいことから、水道施設情報整備促進事業委員会等も活用しながら、経済産業省及び厚生労働省で連携し検討を実施している。

## 5. 水道事業者等への指導監督について

### (1) 立入検査

#### ①目的

水道法第39条第1項等の規定に基づき、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供する者に限る。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保することを目的として実施している。

#### ②立入検査実施状況

令和元年度における立入検査については、令和元年10月から令和2年2月にかけて、厚生労働大臣認可の444の水道事業及び水道用水供給事業のうち、29事業者（第三者委託受託者を含めると34事業者）に対して実施したところである。

立入検査においては、需要者の安心・安全の確保に重点を置きつつ、主として水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況などを確認している。また、今年度から健全な経営の確保の観点から、水道料金が妥当か否か、資産維持費相当額を料金に算定しているか等、経営状況についても重点的に確認している。

具体的には、

- 1) 水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況
- 2) 認可（変更認可）や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況
- 3) 施設基準の遵守等、水道施設管理の実施状況
- 4) 健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況
- 5) 水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況
- 6) 水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況
- 7) 自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況
- 8) 情報提供の実施状況や供給規程の周知等、住民対応の実施状況
- 9) 環境保全対策の実施状況 等

の項目について、適切に実施されているかを書類検査及び現地検査にて確認しており、水道の管理について技術上の業務を担当する水道技術管理者に説明をお願いしているところである。立入検査終了後は、検査内容について講評を行うとともに、改善を必要とする事項については、講評内容の重要性や水道法令との整合性等に応じて、文書指摘又は口頭指摘を行い、その改善状況について報告を得ることとしている。

#### ③立入検査の結果について

令和元年度に実施した立入検査の結果については、現在取りまとめ中であるが、すべての結果が確定次第、厚生労働省のホームページで事業名入りで公表することとしているので、ご確認いただくとともに、当該結果を参考に各水道事業者等において適正な事業運営に取り組まれない。

## **（２）水道技術管理者研修**

厚生労働大臣認可の水道事業等の水道技術管理者を対象とした研修を平成 14 年度より実施しており、今年度は令和元年 10 月 31 日に開催したところである。令和 2 年度も開催する予定であるので、水道事業者等におかれては、水道技術管理者の出席についてご配慮をお願いします。

## 6. 水道水質管理について

### (1) 水質基準制度の円滑な施行

#### ①水質基準等の見直し状況

水道の水質基準については、水道法第4条に基づく「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号)により、項目とその基準値が定められている。水質基準については、常に最新の知見に照らして改正していくべきとされており、厚生労働省では、水質基準逐次改正検討会を設置して、必要な知見の収集及び調査研究を実施し、継続的に検討を進めているところである。

水質基準項目である「六価クロム化合物」については、平成31年3月13日の第20回厚生科学審議会生活環境水道部会において、基準値の見直し(現行基準値0.05mg/L→新評価値案0.02mg/L)のための手続きを進めることについて了承され、その後のパブリックコメント等の手続きを終え、令和2年4月1日より施行予定である。

また、内閣府食品安全委員会による最近の食品健康影響評価等に基づき、令和元年度水質基準逐次改正検討会において、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知)の「別添1 水質管理目標設定項目」に、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)を新規項目として追加すること、「別添2 農薬類(水質管理目標設定項目15)の対象農薬リスト」に掲げる農薬類(カルタップ、ジクワット、プロチオホス)及び「水道水質管理計画の策定にあたっての留意事項について」(平成4年12月21日付衛水第270号水道整備課長通知)の「別表第6」に掲げるその他農薬類(セトキシジム、チアクロプリド、チオシクラム、ベンスルタップ)の目標値の見直し等について了承された。これらについても、必要な手続きを経て、令和2年4月1日より施行予定である。

#### ②検出状況の把握

水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず幅広く汚染物質の監視を行うことが望ましい。そのため、各水道事業者等においては、引き続きその実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行うとともに、当該監視結果を水質基準の逐次改正の検討に役立てるため、データの収集・提供につき協力をお願いする。

#### ③その他の留意事項

農薬類は、水道原水から検出される可能性の大きさから、平成25年4月1日より水質基準農薬類(現在該当なし)、対象農薬リスト掲載農薬類、要検討農薬類、その他農薬類、除外農薬類の5つに分類されている。

検査の対象とする農薬類は、各水道事業者等が各地域の状況を勘案して適切に選定するものであり、取水地点上流域近傍における農薬類の使用実態の把握に努めるとともに、対象農薬リスト掲載農薬類以外の農薬についても、必要に応じて測定を実施されたい。

## (2) 統合的アプローチによる水道水質の向上

### ①水安全計画の策定の検討

厚生労働省では、水源水質事故にみられるような工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設等の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、世界保健機関（WHO）が提案している「水安全計画」の策定を推奨している。

水安全計画は、水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステム作りを目指すものであり、水源のリスクの把握はもとより、把握したリスクに対応した施設・体制であることの確認、関係マニュアル類の見直し事項や施設整備の必要事項を抽出することが可能となるものである。

厚生労働省では、平成 20 年 5 月の「水安全計画策定ガイドライン」の策定、周知を始めとして、計画の策定を促進してきており、平成 27 年 6 月には中小規模の水道事業者等の使用を念頭に「水安全計画作成支援ツール簡易版」を開発・公開している。平成 31 年 3 月末時点での上水道事業及び水道用水供給事業の水安全計画の策定状況は、策定済の事業者は 35.9%（前年比+5.2 ポイント）、策定中の事業者は 6.1%と前年に比べて向上が見られ、また、支援ツールを用いて策定中の事業者も多くあることから、引き続き策定率の向上が期待される。

未策定の水道事業者等においては、できるだけ早期に水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底による安全な水供給の確保に向けて検討を進めるようお願いする。また、策定済の水道事業者等においても、水安全計画が常に安全な水を供給していくうえで十分なものになっているかを定期的に確認し、必要に応じて改善を行うようお願いする。

### ②耐塩素性病原生物対策の推進

#### ア 対策指針に基づく対策の徹底

クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策については、その汚染のおそれの程度に応じて、ろ過設備又は紫外線処理設備を整備する等の対応措置を講じることとし、平成 19 年 3 月に「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年厚生省令第 15 号、以下「施設基準省令」という。）を改正するとともに、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（以下「対策指針」という。）を定めた。

その後も、科学的知見等を参考に検討を行い、表流水を原水とする水道施設に対しても、ろ過処理を行った上での紫外線処理を適用可能とすること、及び紫外線処理設備が満たすべき要件として「クリプトスポリジウム等を 99.9%以上不活化できる設備」に改めることを趣旨に、令和元年 5 月 29 日に施設基準省令及び対策指針を改正した。

現在、各水道事業者等においてこれらに基づき対策が進められているところである。



平成8年に、我が国で初めて水道水に起因するクリプトスポリジウムによる感染症が埼玉県越生町で発生して以来、水道水中のクリプトスポリジウム等が原因と判明した感染症発生事例は報告されていなかったが、平成22年に千葉県成田市の貯水槽水道が原因とみられるジアルジア症が発生した。また、水道原水からは全国的に検出されているほか、水処理に問題が生じた結果、浄水から検出された事例や貯水槽水道から検出された事例も報告されている。

クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設については、濁度管理の徹底等の措置について遺漏なきようお願いする。

#### イ 汚染のおそれの判断の実施

施設基準省令においては、「原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合」は、浄水施設にろ過設備又は紫外線処理設備等の措置を講じることが義務づけられている。これに該当するか否かは、大腸菌及び嫌気性芽胞菌（以下「指標菌」という。）の検出状況と原水水源の種類によって判断されるため、原水中の指標菌の検査を行わなければ、当該浄水施設は施設基準省令に適合していない可能性を否定できないことに留意されたい。

リスクレベルの判断が行われていない施設数は、平成31年3月末現在、1,315施設（前年度比－215施設）と毎年減少しているが、調査対象施設数の約7%を占めている。未だ指標菌の検査を実施していない水道事業者等は、検査機関への委託などにより指標菌の検査を行い、早急にリスクレベルの判断及び必要な措置を講じるようお願いする。

なお、水道原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法第20条第1項の水質検査に準ずることとし、水質検査計画に位置付けることとしている。定期的に水道原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施して水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するようお願いする。

さらに、クリプトスポリジウム等の検査については、クリプトスポリジウム等の判別が困難な場合には、検査結果の正確を期するため、「飲料水におけるクリプトスポリジウム等の検査結果のクロスチェック実施要領について」（平成19年3月30日付け厚生労働省水道課長通知）に基づくクロスチェックの実施に遺漏なきようお願いする。

#### ウ 施設整備等の推進

平成31年3月末現在、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の実施状況に関しては、レベル4の4,150施設及びレベル3の3,544施設のうち、対策を検討中の施設はレベル4で490施設（約12%）、レベル3で1,747施設（約49%）で、合わせて2,237施設であった。対策を検討中の施設は、前年度（レベル4は490施設、レベル3は1,747施設）と比べて若干減少しているが、対策が進んでいない。

対策指針に基づき、レベル4の施設においては、ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過設備又はろ過設備の後段への紫外線処理設備の導入の対策を進める必要がある、また、レベル3の施設においては、レベル4の施設と同様の対応又は紫外線処理設備のみ導入の対策を進める必要がある。なお、浄水処理の安全性を一層高めるために、ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過設備と紫外線処理設備を併用してもよい。

なお、施設基準省令では、浄水施設において満足すべき耐塩素性病原生物対策に係る要件の一つとして、「ろ過等の設備であって、耐塩素性病原生物を除去することができるものが設けられていること。」とされており、当該要件を満足すれば、対策指針で必ずしも明確に位置付けられていない浄水技術であっても、クリプトスポリジウム等対策として排除されるものではないことにご留意願いたい。ただし、そのような浄水技術を導入しようとする場合は浄水方法の変更に該当し、水道法の規定に基づく事業変更認可が必要であり、当該認可にあたり、紫外線処理技術等と同様に、実験データ等により当該技術の有効性や施設基準への適合性等について個別に確認する必要がある。

### (3) 水質検査の信頼性確保

#### ①水道法施行規則の改正

1) 水道事業者等が登録検査機関等に水質検査を委託する場合の措置の明確化、2) 登録検査機関が遵守すべき検査方法の明確化、3) 検査機関の審査時に必要な提出書類や保存すべき書類の追加等に関する水道法施行規則の一部改正が平成23年10月3日に公布、平成24年4月1日に施行された。水道事業者等においては、水質検査の委託契約手続の適正化及び委託先の検査機関の監督並びに水質検査計画の充実について、引き続き取組をお願いするとともに、都道府県においては引き続き水道事業者等へのご指導をお願いする。

#### ②妥当性評価ガイドラインについて

各検査機関が定める検査等の標準作業書の妥当性を確認する方法である水道水質検査における妥当性評価ガイドラインについて、一部改定を行い、平成30年4月1日から適用している（「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインの一部改定について」（平成29年10月18日付け厚生労働省水道課長通知）。また、本ガイドラインに係る質疑応答集は国立医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載（厚生労働省水道課のホームページにリンク）されており、妥当性評価の実施にあたり参考としていただきたい。

各検査機関にて実施した妥当性評価結果は、水質検査の結果の根拠となる書類（水道法施行規則第15条第8項第1号ホ）となることから、水質検査を委託している水道事業者等においては、委託先の検査機関を監督するにあたり、ガイドラインに基づく妥当性評価の実施状況を確認するようお願いする。

### ③外部精度管理調査の実施について

厚生労働省では、水質検査に係る技術水準の把握及び向上を目的として、平成 12 年度から、登録水質検査機関、水道事業者等、地方公共団体の機関を対象（令和元年度より第三者委託受託者を対象として追加）に厚生労働省水道水質検査精度管理のための統一試料調査（以下「厚生労働省精度管理調査」という。）を実施し、調査結果に基づき 3 分類の評価を行っている。

評価の結果については、水道課ウェブサイトに掲載しているため、参考とされたい。

また、自己検査を実施している水道事業者等においては、令和 2（2020）年度の厚生労働省精度管理調査（六価クロム化合物、フェノール類）への積極的な参加をお願いする。

### ④登録水質検査機関の指導・監督について

厚生労働省では、登録水質検査機関の指導・監督について、登録時及び 3 年ごとの登録更新時に「登録の手引き」に基づいて作成された申請書類を審査するほか、毎年度実施する厚生労働省精度管理調査によって問題が発覚した検査機関に対する助言及び「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領」（平成 24 年 9 月 21 日付け厚生労働省健康局水道課長通知）による指導を行っているところである。

また、平成 24 年度から、登録水質検査機関の適正な日常業務の実施の確保を目的とした日常業務確認調査を実施しており、調査結果をとりまとめて公表しているところである。

水道法施行規則では、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者も日常業務確認調査を行うことができると規定されており、水道事業者等においても当省の取組を参考にした日常業務確認調査の実施をお願いする。

### ⑤第三者委託における水質検査業務の適正な実施について

水道法第 24 条の 3 に基づく第三者委託により水質検査業務を実施する場合で、第三者委託受託者が水質検査業務を水質検査機関に外部委託している場合は、水質検査業務が適切に行われているか水道事業者等が確認できるようにするなどの留意が必要である。

このため、厚生労働省では、第三者委託における水質検査業務の適正な実施を確保するため、平成 28 年 12 月「水道事業における官民連携に関する手引き」にその委託やモニタリングにおける留意事項等を追記した。

具体的な留意点等は次のとおり。

- ・ 第三者委託受託者が水質検査を検査機関に外部委託する場合、水道事業者が検査機関から直接検査結果を受け取る関係にないこと。
- ・ 第三者委託契約の際、水質検査業務が適切に行われているかを水道事業者が確認するための方法を定めること。

- 水質検査機関から、民間事業者と水道事業者の双方に同時に水質検査結果を提出させる。
- 採水日・採水地点を含めた水質検査の予定を予め提出させ、検査機関から報告された結果書との相違を確認する。

#### (4) 水質管理の充実・強化

##### ① 専用水道、簡易専用水道及び飲用井戸等に係る権限の移譲

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）により、平成 25 年 4 月 1 日から、専用水道及び簡易専用水道に係る事務権限がすべての市に移譲されている。また、飲用に供する井戸等、水道法等の規制対象とならない水道の衛生対策についても、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について」（平成 23 年 8 月 30 日付け厚生労働省健康局長通知）により、「飲用井戸等衛生対策要領」を改正し、すべての市が実施することとされている。

都道府県においては、移譲先の市において円滑に事務が執行されるよう、市移譲先部局と情報を共有するなど、積極的な連携体制を図るとともに適切な助言を行うようお願いする。

##### ② 専用水道における水質管理

専用水道の管理に係る技術上の業務に関しては、都道府県及びすべての市等の指導の下、水道法に基づき水道技術管理者を中心に行われているところである。

しかしながら、「飲料水健康危機管理実施要領」に基づき、令和元年（2019 年）に厚生労働省へ情報提供があった水質事故のうち、塩素酸の基準値超過により飲用自粛の指示がされた事案等が報告されている。

専用水道設置者が水道法に基づく定期及び臨時の水質検査を確実に実施し、また、水質異常時に直ちに原因究明を行い所要の対策を講じるよう、都道府県及びすべての市等において、専用水道設置者の指導の強化に努めることが期待される。なお、小規模水道において、給水量の増加や施設規模の拡大等によって専用水道に該当する場合があるため留意されたい。

##### ③ 貯水槽水道への指導等の推進

簡易専用水道については、水道法に基づき、その設置者は毎年定期的に管理状況等についての検査を受けなければならないこととされており、管理基準に適合していない場合は、都道府県知事及びすべての市長等は設置者に対し必要な措置を指示することができる。また、簡易専用水道に該当しない小規模貯水槽水道については、都道府県及び市等の条例・要綱に基づき指導されているところである。

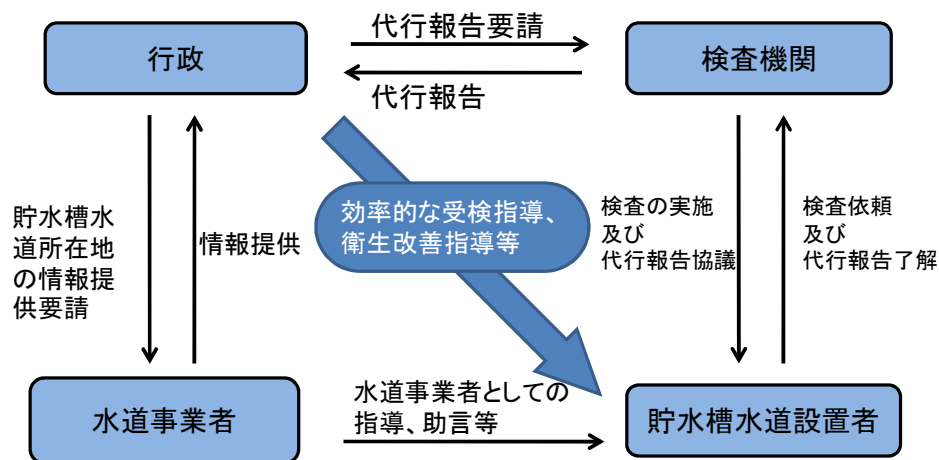
簡易専用水道の管理の検査受検状況は、平成 30 年度は 78.0%であった。簡易専用水

道の検査において指摘のあった施設の割合は 23.3%であり、特に衛生上問題があったために報告された割合は 1.3%であった。

また、小規模貯水槽水道の検査受検状況は、平成 30 年度は 3.8%であった。その中で検査において指摘のあった施設の割合は 23.7%であり、検査受検の推進が課題となっている。

厚生労働省が毎年実施している水道水質関連調査結果においては、簡易専用水道の受検情報自体を把握できていないと思われるデータも散見されており、貯水槽水道への指導が十分に実施できていない可能性がある。また、簡易専用水道に係る事務権限がすべての市に移譲されたが、保健所設置市を除く市の検査受検率は 74.2%であり、最新の設置情報について水道事業者と情報共有しているものは約 5 割にとどまっている。

平成 31 年 2 月には、地下式の貯水槽に汚水が流入したことが原因とされる健康被害（ノロウイルスによる食中毒）が発生するなど、貯水槽水道の定期的な管理が求められる。厚生労働省では、貯水槽水道について管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」（平成 22 年 3 月 25 日付け厚生労働省水道課長通知）を発出し、都道府県等に対し、水道事業者との施設所在地の情報共有や登録簡易専用水道検査機関からの代行報告の活用、未受検施設に対する指導の実施等貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組を推進するようお願いしているところである。水道事業者においても、引き続き配慮をお願いする。



なお、平成 18 年 3 月に貯水槽水道に関する管理運営マニュアルが作成されているので、参考とされたい。

(貯水槽水道に関する管理運営マニュアル)

[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/04\\_01.html](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/04_01.html)

#### ④ 飲用井戸等の衛生確保のための対策の推進

水道法の規制対象とならない飲用井戸等において、依然として、水質基準を超過している事例が見られることから、これらの施設における衛生確保についての対応が急務となっている。

飲用井戸における水質検査の受検率は低いですが、検査を実施している井戸においては水質基準に適合していない飲用井戸が多数存在し、健康影響等の問題も懸念される。平成 29 年 6 月に飲用井戸施設でカンピロバクター・ジェジュニによる食中毒が発生するなど、一層の衛生対策の強化が求められる。都道府県等においても、「飲用井戸等衛生対策要領」（昭和 62 年 1 月 29 日付け厚生省生活衛生局長通知別紙）により、飲用井戸等の衛生対策の徹底を図ることが期待される。

特に、汚染が判明した場合の措置については、その汚染原因を調査するとともに、必要に応じて当該汚染井戸のみならず、その周辺井戸についても水質調査等を併せて実施する必要がある。なお、汚染井戸の設置者に対しては、水道への加入等の措置が指導されることになるので、水道事業者におかれては留意いただきたい。

## （５）危機管理対応について

### ①飲料水健康危機管理について

厚生労働省では、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、平成 9 年に「飲料水健康危機管理実施要領」（最終改正：平成 25 年 10 月）を策定して対応しているが、塩素消毒の不徹底や耐塩索性病原生物による汚染等の事態は毎年発生している。

水道事業者等が通常予測できない水道原水の水質変化により、水道供給に支障が生ずるため、取水・給水の制限・停止や特殊薬品（粉末活性炭等）の使用等を行った水質汚染事故の発生件数は、平成 30 年度は 151 件であった。水質汚染事故による健康被害の発生予防、拡大防止等危機管理に関する取組が迅速かつ適正に行われるよう、引き続き特段の配慮をお願いする。

また、飲料水の水質異常等の情報を把握した場合の厚生労働省への連絡方法については、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成 25 年 10 月 25 日付け厚生労働省水道課長通知）により通知しているところであるが、飲料水に起因して健康被害が発生した可能性がある場合のほか、健康に影響を及ぼすおそれのある飲料水の水質異常が発生した場合（浄水の遊離残留塩素が 0.1 mg/L 未満となった場合、一般細菌や大腸菌等の基準超過の場合、健康に影響を及ぼすおそれのある物質の基準超過の継続の場合等）については、直ちに、厚生労働省水道課に連絡をいただくとともに、改めて、緊急時の迅速・円滑な対応をお願いする。

なお、地方公共団体である水道事業者等は、水道水の供給に起因して消費者安全法に規定する「重大事故等」が発生したことを把握した場合、同法の規定に基づき、直ちに消費者庁へ通知するよう義務付けられている。ただし、地方公共団体から各府省に対して重大事故等に関する情報の通知がなされる場合には、通知を受けた各府省が消費者庁へ通知することとして差し支えないこととされている。水道事業者等においては、水道

に係る事故等が発生した場合、「消費者庁関連法の施行に伴う水道事故等に関する情報提供の徹底について」（平成 21 年 9 月 30 日付け事務連絡）を参考にして、当課への速やかな情報提供をお願いします。

## ②水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について

水道水は飲用のみならず、都市機能の維持のために使用されており、断水は市民生活における大きな影響に及ぼすことから、近年の水質事故の経験も踏まえ、水道事業者が断水による影響も考慮し、摂取制限を行いつつ給水を継続することを選択肢として適切に判断できるよう、その考え方を取りまとめ、「水質異常時における摂取制限等を伴う給水継続の考え方について」（平成 28 年 3 月 31 日付厚生労働省水道課長通知）にて通知した。

この通知における考え方は、突発的な水質事故等により水質異常が生じた場合の対応について示している「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け厚生労働省健康局水道課長通知）を補完するものであり、変更するものではないことに留意が必要である。

また、水質異常時に摂取制限を伴う給水継続を実施する場合は、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」に基づき、厚生労働省水道課あてに報告をお願いします。

## 7. 東日本大震災について

### (1) 水道施設の被害状況及び復旧・復興

#### ①水道の被災状況

東日本大震災による水道施設の被害状況について、災害査定資料や被災水道事業者等の情報を基にとりまとめを行い、津波浸水地域等の給水困難地域の被害状況も含め、最終版の報告書（東日本大震災水道施設被害状況調査最終報告書、厚生労働省）を平成25年7月に発表している。詳細は、厚生労働省のホームページに掲載しているなので、適宜参照されたい。

水道施設の復旧状況については、総断水戸数 257 万戸に及ぶ大きな被害を受けたが、津波の被災地域や東京電力福島第一原発の事故による避難指示区域を除いて復旧はほぼ完了している状況である。現在、高台移転などの新たなまちづくりとともに水道の復興が進展している中で、こうした地域の水道の復興を支援するため、引き続き復興予算の迅速な執行に努めていく。

（東日本大震災水道施設被害状況調査最終報告書）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/houkoku/suidou/130801-1.html>

#### ②水道施設の復旧・復興

国の東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧事業については、従来の災害復旧費補助金交付要綱とは別に、「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱」を制定し、補助率の嵩上げ等の特例措置を定めて実施している。加えて、東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業であって、被災自治体の復興計画が策定中のため復旧方法を確定することができず、早期の災害査定の実施が困難な場合においては、災害査定方法等の特例を定めて事業を実施しているところである。

岩手・宮城・福島の3県で実施している特例査定については平成25年度までに完了しており、特例査定の最終的な金額は約1,024億円となっている。保留解除状況については、令和元年度においては令和2年1月末時点で48件（52億円）の解除を行っており、これまでの合計は549件（716億円）となっている。全体復旧額889億円に対して約80.5%（前年度2月末時点で約68.5%）の解除状況である。保留解除の手続きについては、これまでも申請書類の簡素化などに取り組んできたところであるが、町の復興事業が進展している中、水道施設の復旧計画についても具体的な事業計画や関連工事等との工程調整等が必要となっている。今後も国庫補助金の円滑な執行に向け、保留解除を迅速かつ計画的に行うべく、関係者間での緊密な連携体制をもって対応していきたいと考えているため、関係する県行政部局には引き続きご支援・ご協力をお願いしたい。

「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）では、令和2年度までの10年間で復興期間と定めているが、引き続き対応



が必要となる課題等に対応するため「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和元年12月20日閣議決定）において、復興・創生期間内に未完了となる災害復旧事業については、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を完了することが必要であることから、復興・創生期間後においても事業が完了するまでの間、支援を継続することとされた。この中では、『地震・津波被災地域』においては復興・創生期間後5年間、『原子力災害被災地域』においては当面10年間、復興に向けた取組が継続されることとされている。水道施設においても、これに基づき災害復旧事業期間が延長されることとなるが、被災事業者におかれては、1日も早い事業完了を目指し、復興事業の進捗管理を行っていただきたい。また、関連する他事業の遅れ等により事業完了時期が未確定である事業については、厚生労働省水道課への情報提供を適宜お願いする。

また、被災地の中には十分な職員数を確保できない事業者もあることから、そのような事業者を支援するため「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」を設置し、関係者による支援の枠組みを構築している。協議会は、有識者、被災・支援水道事業者、県、日本水道協会ほか関係機関、厚生労働省で構成され、被災地の状況・課題等について情報共有、意見交換し、被災事業者が求めている支援ニーズを把握するとともに、被災事業者の求めに応じて個別に支援する事業者をマッチングしている。こうした人的支援においては、支援事業者から被災事業者への職員の派遣により、被災事業者における水道復興計画の立案や災害査定国庫補助事務等の業務に従事していただきており、復興の原動力として多大な貢献を頂いている。関係者の方々には引き続きのご協力をお願いする。

## （２）水道水の放射性物質汚染への対応

東京電力株式会社福島第一原発の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応については、平成24年3月5日付け健水発0305第1号～第3号厚生労働省水道課長通知により都道府県及び水道事業者等に対し通知し、平成24年4月1日から適用している。

本通知においては、セシウム134及び137の合計で10Bq/kgを、衛生上必要な措置に関する水道施設の管理目標とすることとされている。また、浄水場の浄水を基本とし、表流水及び表流水の影響を受ける地下水を水源とする浄水場にあつては取水地点の水道原水についても対象に、セシウム134及び137それぞれについて検出限界値1Bq/kg以下の確保を目標とした十分な検出感度でのモニタリングの実施等の対応を定めているほか、検出状況に応じて検査頻度及び検査地点を減ずることができることとしているので、留意されたい。

なお、水道水中の放射性物質のモニタリング結果については、引き続き厚生労働省で集約して公表することとしている。平成24年4月1日以降、令和2年1月現在では、水道水等の放射能検査の結果は概ね不検出の状況が継続しており、管理目標値を超過した事例はない。今後とも、モニタリング結果の提供についてお願いする。

### (3) 浄水発生土の放射性物質汚染への対応

東京電力福島第一原発の事故に伴い、水道関係では水道水のほか、浄水発生土からも放射性物質が検出された。このため、原子力災害対策本部から平成 23 年 6 月 16 日付けで「放射性物質が検出された上下水道副次産物の当面の取扱いに関する考え方」が示され、厚生労働省も同日付けで関係 14 都県に周知した。また、浄水発生土も含め放射性物質で汚染された廃棄物等の取扱いを定める法律としては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が平成 24 年 1 月 1 日から全面施行されている。この法律では、国（環境省）が指定廃棄物（8 千 Bq/kg を超える浄水発生土を含む）の処理を実施することになっている。

国が処理を行うもの以外は、排出者である水道事業者が処理を行うことになるが、放射性物質を含む浄水発生土の処分や保管、モニタリングなど原子力災害に伴い新たに生じた追加的費用は、後述の原子力損害賠償制度で東京電力が賠償することとなっている。

また、浄水発生土の有効利用については、平成 25 年 3 月 13 日付け健康局長通知「放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方について」にて、園芸用土（浄水場出口時点 400Bq/kg 以下）、グラウンド土（浄水場出口時点 200Bq/kg 以下）への再利用の安全性評価を行い、再利用を可能としている。最近では、毎月平均で数千トンの量が発生しているが、水道事業者のご努力により、発生量以上の量が最終処分及び再利用されており、全体的な保管量としては平成 27 年 12 月時点の約 17.1 万トンから令和 2 年 1 月時点で約 11.0 万トンと減少傾向で推移している状況となっている。関係者の方々には引き続き、放射性物質が検出された浄水発生土の適切な取扱いがなされるようお願いしたい。

### (4) 原子力損害賠償

東京電力株式会社福島第一原発及び福島第二原発の事故に伴う放射性物質により被った損害に対する賠償については、令和元年 7 月 4 日付け事務連絡にて、平成 31 年 3 月末までを対象とする請求受付開始の連絡があったことを周知しており、現在損害賠償請求の受付と支払いが行われている。令和元年度分の損害賠償の受付開始時期については、令和 2 年度初めに東京電力から案内が行われる見通しである。なお、東京電力の示す基準に合意できない場合は原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てることも可能であり、賠償に関する課題の情報共有が重要であることから、水道事業者より東京電力との賠償交渉に関する相談があった場合には厚生労働省水道課への情報提供をお願いする。

## 8. 水道分野における国際貢献について

### (1) 水道分野における国際貢献の背景

国連ミレニアム開発目標（MDGs）では、安全な飲料水を利用できない人口の割合を、1990年を基準として2015年までに半減することが掲げられ、我が国としても、達成に向け取り組んできたところ、同目標は2010年に達成された。今後は、新たに掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）の目標6「2030年までに、すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」の達成に向けて、継続的な支援が求められている。

日本経済の再生に向けて、内閣に設置された（平成24年12月）日本経済再生本部において「我が国の世界最先端インフラシステムの輸出を後押しする」ことが決定され（平成25年1月）、実現に向けた具体的な検討のための関係閣僚会議として経協インフラ戦略会議が設置された（平成25年3月）。同会議において決定された（平成25年5月）インフラシステム輸出戦略では、新たなフロンティアとなるインフラ分野として「水道分野」が選定された（平成28年5月）。

こうしたことを背景に、厚生労働省の「新水道ビジョン」（平成25年3月）では、重点的な実現施策の一つとして、国際協力の継続的な実施と水道産業の国際展開に取り組むこととしている。

### (2) 水道分野における国際協力

厚生労働省では、JICAの技術協力プロジェクトを支援するために、相手国へ派遣する水道専門家の推薦等を実施している。プロジェクトに応じた専門家を毎年数十名推薦しており、平成30年度は20名の推薦を行った。このうち、長期専門家の派遣実績は、以下のとおりである。

地方公共団体等におかれては、引き続き、水道専門家派遣への協力をお願いする。

#### 平成30年度長期専門家派遣実績（厚生労働省推薦）

派遣先	プロジェクト	専門家の所属	担当業務
カンボジア	水道行政管理能力向上プロジェクト	北九州市上下水道局	水道技術
スリランカ	国家上下水道公社西部州南部地域事業運営能力向上プロジェクト	名古屋市上下水道局	管路計画・施設管理 /漏水削減計画
カンボジア	水道行政管理能力向上プロジェクト	厚生労働省 医薬・生活衛生局水道課	チーフアドバイザー
ミャンマー ヤンゴン市	水道行政・水供給 アドバイザー	福岡市水道局	水道行政・水供給

マラウイ リロングウェ市	無収水対策能力強化 プロジェクト	横浜市水道局	チーフアドバイザー /無収水管理
-----------------	---------------------	--------	---------------------

### (3) 水道産業の国際展開（水ビジネスの推進）

人口増加や経済発展を続けるアジア諸国では、今後、水需要の高まりが見込まれており、水ビジネスの成長性が国際的に注目されている。厚生労働省では、日本の技術・経験をアジアの持続可能な成長のエンジンとして活用し、アジアの成長を日本の成長に結実させることを目的とした「水道インフラシステム輸出拡大推進事業」を実施している。

この事業では、日本の水道産業の海外展開を支援するため、東南アジア地域の開発途上国を対象として、平成 20 年度から、地方公共団体及び民間企業等が参加する現地セミナーや案件発掘のための現地調査を実施し、日本の水道技術や企業を PR するとともに、現地の課題と日本の技術とのマッチングを図っている。令和元年度の対象国は、カンボジア、ラオス、インドネシア、ミャンマーである。また、海外の水道プロジェクトの形成を支援するため、平成 23 年度から、日本の水道事業者や水道経験者・水道専門家等と民間企業が共同で調査を行う案件発掘調査を実施している。令和元年度の対象国は、ミャンマーである。この事業は、令和 2 年度も実施する予定であり、関心のある地方公共団体及び民間企業等におかれては積極的な参加をお願いする。

## 9. その他水道施策の推進について

### (1) 事業認可又は届出、及び事業の休止又は廃止に係る留意事項等

水道法に基づく事業（変更）認可又は届出（以下「認可等」という。）、及び事業の休止又は廃止（以下「休廃止」という。）については、令和元年9月30日付けで改訂した「水道事業等の認可等の手引き」（以下「手引き」という。）において、認可等及び休廃止に際しての留意事項及び申請書審査上の基本事項を示し、厚生労働省の基本的な考え方について周知を行っている。この手引きに十分留意しつつ、地域の実情、歴史的な沿革等、それぞれの実態を踏まえて適切に取り組まれない。

認可等及び休廃止の申請にあたり厚生労働省との間で行われる事前協議に要する期間には、十分に余裕をもって取り組んでいただくようお願いする。なお、申請及び届出に係る様式は水道課 HP からダウンロードが可能である。

○水道事業等の認可等の手引き URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000553241.pdf>

○認可等の申請及び届出に係る様式 URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000553242.zip>

認可等における事業計画の検討にあたっては、目標年次までの適正規模を踏まえた取水施設、浄水施設、配水施設の合理的な規模と配置の計画がなされ、過大すぎる施設を漫然と抱えることのないよう、十分な検討をお願いする。

特に、水道用水供給事業から受水する水道事業者（以下「受水事業者」という。）にあっては、受水計画と自己水源取水計画との関係性が不合理とならないよう、十分に調整のうえ、計画取水量を算出されたい。なお、受水事業者が整備する自己水源にかかる浄水施設等の整備にあたっては、水道用水供給事業者が整備する供給量と二重投資になる恐れがあるので、水道用水供給事業者と受水事業者の双方において合理的な事業計画であるか否かの審査において、厳正に対処していくので十分留意していただきたい。

さらに、広域連携や簡易水道統合等に係る案件を申請する水道事業者等にあっては、認可及び許可権者である厚生労働省と都道府県の間で手続きの連携が必要となるケースがあるので、十分留意していただきたい。

### ①認可制度における事業規模の見直しについて

近年の水需要は、給水人口の減少等により低下傾向にあり、施設規模を縮小させる事業計画も検討する必要性が生じている。事業計画は、従前の拡張、増量を目的とした施設整備から、適正規模での施設の再構築による更新や耐震化を含めた強靱な水道整備のあり方を盛り込んだ内容へと転換していく時期にある。

水道事業の認可制度は、認可された給水区域、給水人口及び給水量の範囲内において事業の経営を行う権限を付与したものと解されており、事業の変更認可は水需要等が増

加する場合に受ける仕組みが取られ、給水に支障のない範囲において、水道事業者が当面の給水量、給水人口等を認可値よりも小さく設定して事業を運営することは差し支えないとされている。

水道事業者等においては、水需要や更新需要等の長期的な見通しを踏まえ、地域の実情に応じ、水の供給体制を適切な規模に見直すダウンサイジング（施設の統廃合を含む）について検討を進めていただくようお願いする。なお、ダウンサイジング（浄水場、水源等の休止・廃止等）に伴う事業の変更については、変更認可を要しない場合があり、変更認可等の条件の詳細については、手引きをご確認いただくようお願いする。

## ②認可等における水需要予測の簡素化について

認可等の際には、水需要予測等に基づいて事業規模が設定され、事業計画が立てられている。厚生労働省では、その事業計画が確実かつ合理的であることを確認するため、水需要予測の妥当性に係る審査等によりその事業規模が合理的であることについて確認しているところであるが、前回の需要予測の確認等の申請年度から10年以内であること等の一定の条件に該当する場合には、予測のための作業重複を避けるため、水需要予測を「簡素化」できるとしている（平成22年3月25日事務連絡）。

また、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）に基づき、平成28年度以降の認可等にあたっては、給水区域の拡張に係る認可等の際においても一定の条件に該当する場合には水需要予測を簡素化できるとし、手引きを改訂している（平成28年3月28日事務連絡）。

なお、「簡素化」の取り扱いについては、前回認可等の水需要予測の結果を「そのまま」用いることとしているところであるが、前回認可等の水需要予測の結果から、僅かな修正が必要な場合もありうることから、「そのまま」用いるのみでなく、前回認可等の水需要予測に、社会的要因や予測と実績の僅差分を補正する等して、新たな水需要予測とする場合についても、「簡素化」として取り扱うこととしているので、ご留意いただきたい。

## ③軽微な変更及び全部譲り受けのいずれにも該当する場合の手続きについて

水道法第10条第3項では、第1項第1号（その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき）、第2号（その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき）のいずれかに該当する場合には、事業の変更の認可を要しない軽微な変更による届出（以下「届出」という。）を行うことを規定している。上記の各号の両方に該当する場合については、制度の創設時に想定されていなかったものの、近年、その事例が生じている。このため、両方に該当する場合についても届出として取り扱うこととする。ただし、法第10条第1項第1号に該当する変更が複数に及ぶ場合には、従来どおり事業の変更の認可を要することとして取り扱う。

#### ④分水及び区域外給水への対応について

他の水道事業者への浄水の分水及び他の水道事業の給水区域内の需要者への区域外給水（以下「分水等」という。）は、水道法上の責任の所在が不明確であるため、分水等により給水を受けている需要者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていない。よって、分水等の関係水道事業者においては、当該需要者に支障を生じさせないことを前提に、分水等の解消に向けて計画的に取り組むことが必要である。

分水等の解消方策として、①分水等を行う水道事業者における水道用水供給事業の創設、②分水等を行う水道事業者における給水区域の拡張、③分水等を受ける水道事業者から分水等を行う水道事業者への第三者委託、④分水等の関係水道事業者における水道事業統合等が考えられる。

それぞれの事案によって、地理的条件や水道事業の形態等が当然異なるため、分水等に係る諸般の状況等を勘案した上で、関係者間で十分調整・協議し、各事案に応じた最適な方策を検討する必要がある。

なお、第三者委託制度の活用により対応した事例を説明資料に示しているので、参考にされたい。

#### ⑤水道台帳の提出について

認可等を申請する際、水道事業者等（簡易水道事業除く）においては、申請した厚生労働大臣又は都道府県知事に対して、水道台帳（2部）の提出を求めているところである。（下記の参照通知にて提出をお願いしている。）

提出された水道台帳については、大臣認可又は都道府県認可であることに関わらず、厚生労働省及び都道府県で1部ずつ保管することとしているところであり、引き続きご留意いただきたい。また、都道府県においては、都道府県に提出された認可等に係る水道台帳について厚生労働省に速やかに送付するようお願いする。

《参照通知》

- ・「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の留意事項について」（平成12年3月31日付け水道整備課長通知 衛水第19号）
- ・「改正水道法の施行について」（平成14年3月27日付け水道課長通知 健水発第0327004号）

#### ⑥事業の休廃止に係る手続き及び許可基準について

改正水道法において、これまで法令上詳細に規定されていなかった法第11条の事業の休廃止の許可に関する手続き及び許可基準を厚生労働省令で定めることとし、給水区域を縮小する場合等の手続き及び許可基準を明確化したとともに、地方公共団体以外の水道事業者（その給水人口が五千人を超えるものに限る）は、事業の休廃止の許可の申請に際して、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならないこととした。

休廃止の許可基準については、省令において「事業の休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められるときでなければ法第十一条第一項の許可をしてはならない」とし、改訂した手引きにおいて、休廃止の許可に際しての留意事項及び審査上の基本事項を示している。

都道府県においては、認可等に係る審査や手続きの際、貴管下の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対し、水需給計画、施設計画、財政計画が十分な客観性、合理性を有しているか等について適切な指導、助言をお願いします。

○事業の休廃止に係る手続き及び許可基準 URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000573621.pdf>

《参照通知》

- ・「改正水道法等の施行について」（令和元年9月30日付け水道課長通知 薬生水発0930第1号）

## （２）事業評価の適正な実施

### ①事業評価における留意事項について

水道施設整備事業の事業評価については、平成23年7月に「水道施設整備事業の評価実施要領」（以下「要領」という。）、「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」及び「独立行政法人水資源機構事業評価実施細目」（以下「細目」という。）を改正するとともに、水道施設整備事業の評価に携わる実務担当者がより適切、容易に事業評価を行えるよう、「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」を策定している。また、事業評価制度に対して様々な意見が出されており、評価にあたっての費用対効果分析について「水道事業の費用対効果分析マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を改訂して内容の充実を図り、これを参考に評価を実施している。

厚生労働省は、事業者から報告された評価の内容を確認し、必要に応じて修正することとなっているが、修正内容によっては、第三者から再び意見を聴取した上で調整する場合があります。事業者が評価の内容をとりまとめるにあたっては、事前に厚生労働省と調整することをお願いしてきているところである。引き続き厚生労働省との事前調整には、十分な時間を確保していただきたい。

なお、総務省の公共事業に係る政策評価の点検結果を受け、平成29年3月に「マニュアル」の内容を一部改訂した。引き続き事業評価の適切な実施と、実施過程の透明性の一層の確保・向上が必要であるので、十分留意していただきたい。

また、平成26年度補正予算から創設された生活基盤施設耐震化等交付金に係る水道事業の評価については、水道施設整備事業の評価実施要領等に基づく評価ではなく、「生活基盤施設耐震化等交付要綱」に基づく評価の実施が必要となるので十分留意していただきたい。



## ②事業評価の対象事業及び実施時期について

評価を実施する事業は、水道施設整備に係る国庫補助事業及び独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）が実施する事業（厚生労働大臣がその実施に要する費用の一部を補助するものに限る。）とする。ただし、災害復旧に係るものは除く。

事前評価は、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業採択前の段階において実施するものとし、事業費 10 億円以上の事業を対象とする。

再評価は、原則として、事業採択後 5 年を経過して未着手の事業及び 10 年を経過して継続中の事業を対象とし、10 年経過以降は原則 5 年経過ごとに実施するものとする。

その他、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には、適宜、再評価を実施するものとする。具体的には、実施中事業の計画変更はもとより、評価対象事業に密に関係する上位計画や関連する計画の変更、少子高齢化に伴う人口減少や生活様式の変化による水需要の変化、評価対象事業の事業費の大幅な増加や工期の大幅な延長など、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には、適宜、再評価を実施するものとする。

なお、この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、事業者が行うことを基本とするが、厚生労働省が再評価の実施の必要が生じていると判断する場合は事業者に要請する。

## ③公共事業に係る政策評価の点検について

総務省の公共事業に係る政策評価の点検においては、既に公表されている事業評価の費用対効果分析の結果が指摘の対象となり、評価内容を見直さなければならないケースも見られる。

平成 30 年度には、厚生労働省として 9 件が点検対象となり、そのうち 4 件が便益の算出方法に関する改善の指摘を受け、評価書の修正を行っている。点検結果については、令和元年 6 月 13 日に「公共事業に係る政策評価の点検結果（平成 30 年度）について」により事務連絡を発出しているため内容を確認されたい。

## ④ダム事業の検証について

検証ダムに参画している水道事業者においては、検討主体から各種の要請がなされた場合において予断を持たずに検討するなど、必要な協力を実施するようお願いする。また、検討にあたっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業（中止や撤退の場合も含む）や代替案の実施に要する水道事業者としてのコストなどについても、検討主体などと積極的に連携・調整を図るとともに、検証ダムのうち、本体工事に着手するダム事業においては、適切な水需要予測に基づく事業評価を実施し、水道水源開発施設整備事業の効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の確保・向上を図るようお願いする。

令和 2 年 3 月時点で、引き続きダム検証を実施している事業は 4 事業（木曾川水系連絡導水路、角間ダム、大島ダム、水無瀬生活貯水池）であり、参画する水道事業者等においては、引き続き、対応をお願いする。

### **(3) 河川法協議について**

#### **①水利権協議について**

河川法第 23 条（流水の占用の許可）、第 24 条（土地の占用の許可）、第 26 条（工作物の新築等）、第 34 条（権利の譲渡）に該当する場合は、水道事業者から河川管理者へ申請された後、国土交通省から厚生労働省への協議がなされるが、水道事業者と河川管理者との調整に時間を要すなどし、厚生労働省への協議が遅くなる案件が散見される。

特に、河川法第 23 条（流水の占用の許可）の許可（更新）申請の協議に関して、水利権の許可期限を過ぎてから、厚生労働省への協議書が送付されることがある。安定水利権については、許可期限前に更新の申請をしていれば許可期限を過ぎても不許可の処分があるまでは効力は存すると解されるが、安定水利権の更新を申請する場合、水利使用規則に定められた申請期間（許可期限の 6 ヶ月前～1 ヶ月前）のできる限り早い時期に更新許可の申請を河川管理者へ提出して頂くようお願いする。また、暫定水利権については、許可期間が短期（原則として 1 年～3 年）であり、その期限が過ぎれば効力は失効するため、暫定水利権を継続して取得する場合には、できる限り早い時期に申請を河川管理者へ提出して頂くようお願いする。

なお、水利権協議が長期に及んでおり、水道事業者以外の対応により、その処理が滞っている場合には、厚生労働省水道課から関係者に状況を確認することもできるため、そのような場合には厚生労働省水道課に相談されたい。

#### **②事業統合等に伴う水利権の取り扱いについて**

事業統合等を行った場合、旧事業において河川法第 23 条（流水の占用の許可）、第 24 条（土地の占用の許可）、第 26 条（工作物の新築等）により許可を得た水利権を、新事業へ受け継ぐ必要がある。その際には、河川法第 33 条（許可に基づく地位の承継）又は第 34 条（権利の譲渡）により行うこととなるが、その手続については可能な限り早い時期に河川管理者に相談していただくようお願いする。

### **(4) 水循環基本法・水循環基本計画の策定等**

平成 26 年 4 月 2 日に「水循環基本法」が公布され、水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部（本部長：内閣総理大臣）が設置された。法第 13 条では「政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画（水循環基本計画）を定めなければならない」としており、平成 27 年 7 月には、「水循環基本計画」が閣議決定された。

水循環基本計画では流域単位を基本として、地域の関係者から構成される「流域水循環協議会」を設置し、流域マネジメントに努めるものとし、水循環に関する施策を推進するため、水循環に関する様々な情報を共有し、流域の特性や既存の他の計画等を十分に踏まえつつ、「流域水循環計画」を策定するなどの施策が盛り込まれている。

流域水循環計画は、健全な水循環の維持又は回復に取り組む各地域の計画を国として

とりまとめ、令和2年1月現在44計画を公表している。流域水循環計画策定を推進するため、水循環に関する各地域の先進的な事例をまとめた「水循環に関する計画事例集」「流域マネジメントの事例集」や、流域水循環協議会及び流域水循環計画について、設置・運営及び策定・推進の基本的な考え方を分かりやすく解説した「流域水循環計画策定の手引き」についても公表しているため、参考にされたい。

また、平成30年度より、国土交通省が、社会資本整備総合交付金等の配分に当たって、流域水循環計画に基づき実施される事業を含む整備計画である場合には一定程度配慮されることになったため、今後はこれらの交付金を活用した健全な水循環の維持又は回復に向けた取組の推進が期待される。水道事業は、健全な水循環の維持に深く関わっているため、流域水循環計画の策定には積極的な関与をされたい。

なお、水循環基本計画については、決定から5年が経過していることから、水循環に関する施策の効果に関する評価を行い、必要な変更を加える水循環基本計画の見直しを進めているところである。

○内閣官房水循環政策本部事務局 URL

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu\\_junkan/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/index.html)

## **(5) 既存ダムの洪水調整機能強化に向けた取組について**

先般の台風第19号等を踏まえ、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、令和元年12月12日に「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」がとりまとめられた。この基本方針に基づき、水道事業者等が管理するダムも含め、全国全ての既存ダムを対象として「水系毎の治水協定の締結」「河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備」「事前放流等の操作規程等への反映」「工程表の作成」等の各種施策について検討し、国管理の一級水系は令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても緊要性等に応じて順次実行していくこととされている。

令和2年1月より順次、水系毎に河川管理者である国土交通省（地方整備局等）と全てのダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者を言う）との間に協議の場が設けられ、治水協定の締結をはじめ各種施策の検討においてはダム管理者及び関係利水者の理解を得て取り組むものとされている。

ダム管理者及び関係利水者となる水道事業者等にあっては、地域の実情や施設管理体制の実態等を踏まえつつ対応を検討するなど、既存ダムの洪水調節機能強化に向けて取り組んでいただくようお願いする。利水容量の活用に当たり事業に支障が生じることはないよう、厚生労働省としても関係省庁との調整等対応していく所存であり、不明点等があれば水道課まで問合せいただきたい。

## (6) 水資源開発関係の動向について（水資源開発基本計画）

水資源開発促進法に基づく水資源開発基本計画（以下「フルプラン」という。）は、国土交通省水管理・国土保全局水資源部が中心となり、指定水系（利根川・荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川）ごとに、水利用の安定性の確保、既存施設の有効活用等について十分な検討を行い、水需給上の必要性等を評価した上で、経済社会状況の変化等を踏まえて適宜変更が行われてきた。

国土交通大臣は、フルプランを決定（変更を含む。）しようとする際には、利水関係行政機関の長（厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣）や、その他関係行政機関の長に協議し、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴く。その上で、閣議決定がなされることとなっている。

※ 現時点において吉野川水系を除くフルプランは、平成 27 年度を目途とする需要の見直し及び供給の目標を示したものとなっており、数年前から全部変更に向けた動きがある。

水資源政策に係わる最近の動きとして、平成 25 年 10 月には、国土交通大臣から国土審議会議長に対し、今後の水資源政策のあり方について諮問され、水資源開発分科会調査企画部会において 11 回、水資源開発分科会において 2 回の審議のほか、中間とりまとめの公表や広く国民からの意見募集が行われ、平成 27 年 3 月に答申「今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを享受できる「幅を持った社会システム」への転換～」が公表された。

その後、平成 28 年 12 月に、国土交通大臣から国土審議会議長に対し、リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について諮問され、水資源開発分科会調査企画部会において 2 回、水資源開発分科会において 1 回の審議のほか、広く国民からの意見募集が行われ、平成 29 年 5 月に答申「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」が公表された。

国土交通省は、上述の答申を踏まえ、需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へと、フルプランの抜本的な見直しに着手し、各水系の審議において、ある程度統一性のとれた審議となるように、1つの水系（吉野川水系）について、先行して審議を行い、これを一つの目安として、他水系の全部変更の審議を進めている。

なお、吉野川水系については、平成 31 年 4 月に全部変更を実施している。また、平成 29 年 5 月の答申に盛り込まれた提言のうち、社会的ニーズの高いものについては、早期にフルプランに反映することが必要との観点から、現行計画の一部変更も並行して進めるとともに、本年度から利根川・荒川水系における水資源開発基本計画の全部変更に向けた検討を開始した。

来年度もフルプランの全部変更に向けた動きが継続し、その過程で国土交通省からフルプラン水系に位置する都道府県に対して調査が実施されることが想定されるため、計画変更に必要な需給想定調査等が行われた場合には、十分に精査したデータを提供していただけるようお願いする。

## (7) 給水装置・鉛製給水管の適切な対策

### ①給水装置工事における誤接合の防止について

給水装置は、水道法施行令第5条第1項6号に当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないことと明記しているが、水道管と他の水管（井戸水、農業用水管、雑用水、消火栓管、地下水貯留タンク等）との誤接合（クロスコネクション）に係る事故が発生している。令和元年度は、2件の誤接合事案が報告されている。

これまでも、平成14年12月6日健水発第1206001号厚生労働省水道課長通知「給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について」及び平成29年9月15日薬生水発第0915号厚生労働省水道課長通知「給水装置工事における誤接合防止の徹底について」により、給水装置工事における誤接合防止についてお願いしてきたところである。水道事業者は、給水装置工事の誤接合を防止するため、次の事項について、引き続き、徹底するようお願いする。

- 水道施設の完工図その他の記録について、必要な情報が明示されたものを整備し、新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、速やかに完工図等を修正すること等、常に最新の記録を整備しておくこと。特に、地下埋設物が錯綜している地区にあつては、他種地下埋設物の状況が把握できるよう十分に配慮すること。
- 給水装置工事主任技術者は配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合、配水管の位置の確認に関して水道事業者と連絡することとされており、水道事業者からも情報提供に努めるなど積極的に対応すること。
- 水道管以外の管が布設されている地区にあつては、給水装置工事の設計及び施行にあたり、埋設管の誤認の有無に特に注意を払うとともに、残留塩素の量を確認するなど誤接合がないかを確認するための適切な措置を徹底すること。
- 適切な技能を有する者が従事又は監督するよう、工事事業者に対する適時、確認及び助言・指導を行うこと。

### ②給水装置工事主任技術者の水道法違反行為による免状返納命令について

平成8年の水道法改正により、指定工事事業者制度とともに給水装置工事主任技術者の国家資格が創設された。平成11年8月24日付け「給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る処分基準」においては、水道法違反の事実が明白かつ重大で、水道施設の機能に障害を与えるか、おそれが大きい場合、または過去に警告を受けているにもかかわらず故意に違反行為を繰り返した場合には返納命令を行うこととし、また、水道法違反の事実は明白であるが、処分基準に該当しない場合には、再発防止の観点から文書による警告を行うこととしている。

厚生労働省における返納命令及び警告事案の把握には、水道事業者の協力が不可欠であるので、適切に水道課まで報告いただく等の対応をお願いしたい。

（令和元年度の違反行為報告件数は、6件【R2.2.13現在】）

### ③給水装置工事の技術力（技能を有する者）の確保について

水道法施行規則第 36 条第 2 項において、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合においては、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させることとしている。また、平成 20 年 3 月 21 日健水発第 03210001 号厚生労働省水道課長通知「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」により、水道事業者に対して、適切な配管技能者の確保のため指定給水装置工事事業者へ助言、指導をお願いしている。

東日本大震災の津波被害地域では、大量のがれきが水道復旧の障害となり、特に各戸へ接続している給水装置の復旧作業に困難を極めた。様々な状況に対応して復旧作業を迅速かつ的確に進めるためには、幅広い知識と技能を有する工事従事者の全国的な確保が不可欠である。

このような状況を踏まえて、平成 23 年 8 月の事務連絡「給水装置工事の適正な施行について」において、給水装置工事で「適切に作業を行うことができる技能を有する者」の確保のために、配管技能に係る資格等に関連する規程等に明示する等の方策を推進するよう水道事業者等をお願いしている。

なお、平成 28 年 11 月 22 日「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」報告書では、「配管技能者として配置されるべき者の考え方について、国は改めて周知の徹底を図るべきである。」との提言がされており、令和元年 6 月 26 日薬生水発 0626 第 1 号厚生労働省水道課長通知「水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入について」において、再周知を行った。

水道工事における工事事業者の技術力の確保は、災害時の復旧作業の迅速化にも大きく寄与することから、積極的な取組をお願いする。

[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o8\\_0830\\_tuchi1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o8_0830_tuchi1.pdf)

### ④鉛製給水管の適切な対策

鉛については、その毒性等を考慮し、段階的に水道水質基準が強化されてきたが、鉛製給水管中に水が長時間滞留した場合等には、鉛製給水管からの溶出により水道水の鉛濃度が水質基準を超過するおそれがあることも否定できない。安全な水道水の供給を確保するためには、鉛製給水管に関する適切な対策が重要であり、そのため、厚生労働省では、平成 19 年 12 月 21 日付で「鉛製給水管の適切な対策について」を通知しているところである。

平成 29 年度末の鉛製給水管の残存状況は延長が 4,694 km、使用戸数が約 259 万件（平成 29 年度水道統計より）で減少は図られているものの近年は鈍化傾向にある。

鉛製給水管が残存している水道事業者は、鉛製給水管使用者（所有者）を特定し、早期布設替えの必要性や注意事項について個別に周知することや布設替計画の策定及び

布設替えの促進を図るとともに、布設替えが完了するまでの間は、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握等により水質基準が確保されるようお願いする。周知や広報に当たっては、これら対策の実施の必要性について需要者に理解いただくため、定期的かつ丁寧な説明に努め、需要者から求めがあれば、水質検査を実施するなどの対応をお願いしたい。また、配水管分岐部から水道メーターまでは、水道施設と直接接続していること、公道での工事を要すること、布設替えにより漏水を解消し有収率の向上が期待できることから、水道事業者自らが積極的に取り組むようお願いする。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kyusui/01a.html>

#### ⑤指定給水装置工事事業者に対する優良事業者表彰制度について

優良事業者表彰制度は、一部の水道事業者において導入されている制度であり、表彰の選定基準としては、給水装置・配水管工事の工事实績及び成績、技術力、緊急修繕等の対応状況、処分（違反）の有無等が採用されている。

当制度の導入により、指定給水装置工事事業者の資質及び技術力の向上に対する動機付けが図られることから、水道事業者においては、当制度の導入を積極的に検討するようお願いする。

### （８）適正な工事等の実施

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の一部改正について  
近年、建設業を取り巻く環境は大きく変化し、特に頻発・激甚化する災害対応の強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上が急務となっている。

また、公共工事の品質確保を図るためには、工事の前段階に当たる調査・設計においても公共工事と同様の品質確保を図ることも重要な課題となっており、こうした環境の変化や課題に対応し、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、令和２年６月に一部改正された品確法が施行された。

今後、法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴いた上で、基本方針や発注者共通の運用方針が改正される予定である。

各水道事業者等においては、公共工事等の発注者として、品確法改正の目的と基本理念を十分に理解し、適切な発注の実施を行うよう、引き続きお願いする。

（国土交通省ホームページ）

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000177.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000177.html)

### （９）環境・エネルギー対策

#### ①上水道施設における地球温暖化対策

水道事業は、全国の電力の約1%を消費するエネルギー消費（CO<sub>2</sub>排出）産業の側面も有しており、今後もエネルギー消費削減に向けた省エネ等対策の促進が求められている。新水道ビジョンにおいても、再生可能エネルギー・省エネルギー対策等の導入促進を求めている。

水道事業者等においては、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を進めているところであるが、「地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）」で定められた水道事業における再生可能エネルギー発電量、2013年度比省エネルギー量の2030年度注記目標を達成するには不十分であり、更なる対策が必要な状況である。

なお、環境省では、上水道・工業用水道部門について温暖化対策推進法に基づく「温室効果ガス排出抑制等指針」を平成28年4月に公表し、当該指針に掲げる地球温暖化対策の取組内容等を解説するものとして「上水道・工業用水道部門の温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル」をとりまとめた。今後、エネルギー対策の推進を図るべく、水道事業者等においては、当該マニュアルとともに、平成21年7月に改訂した「水道事業における環境対策の手引書」を合わせて参考の上、積極的なエネルギー対策の推進をお願いしたい。

#### ②省エネルギー・再生エネルギー設備の導入促進施策

水道事業における対策促進施策としては、令和2年度においても引き続き「業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化・省CO<sub>2</sub>促進事業のうち上下水道施設の省CO<sub>2</sub>改修支援事業」として、小水力発電設備やインバータ設備の導入等の財政支援を行う予定であり、再エネ・省エネ設備の導入促進に向けて積極的に活用されたい。

#### ③水道事業におけるCO<sub>2</sub>削減ポテンシャルの推計調査

前述の通り、地球温暖化対策計画で定められた2030年度中期目標の達成は極めて困難な状況である。そこで、令和元年度に「脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち地域エネルギー、地域交通分野での地域循環共生圏構築のための検討経費」で、水道事業におけるCO<sub>2</sub>削減方策を整理し、全国の水道事業においてこれらCO<sub>2</sub>削減方策を実施した際のCO<sub>2</sub>削減ポテンシャルを推計する等の事業を実施している。

水源等により水道システムを類型化し、それぞれの類型においてどのようなCO<sub>2</sub>削減方策が効果的か、方策によってどの程度のCO<sub>2</sub>削減効果が見込まれるか等についてとりまとめ、令和2年度に公表する予定である。本事業の成果も活用し、それぞれの事業環境に応じた環境対策への積極的な取組みをお願いする。

#### ④廃棄物・リサイクル対策について

水道事業における環境対策の一環として、浄水発生土等の産業廃棄物の有効利用（リサイクル）は、事業全体における環境負荷低減に向けた重要な取組である。浄水発生土からの園芸土・コンクリート等への有効利用率は、平成29年度水道統計によると上水道事業及び水道用水供給事業全体で73.7%となっている。各水道事業者等及び各都道



府県においては引き続き、廃棄物の発生抑制や有効利用の取組をお願いします。

## (10) 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の調査

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。）第 6 条に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成 28 年 7 月 26 日閣議決定。以下「基本計画」という。）を策定し、高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の保管・所有の実態調査、期限内の処分を推進しているところである。

これらのうち、PCB を含有した塗料については、国土交通省が実施した実態調査の結果、橋梁、洞門及び排水機場において使用が明らかになった。加えて、環境省で実施した調査等により、橋梁、洞門及び排水機場以外の施設等についても PCB を含有した塗料の使用の可能性が明らかになったところ。

地方公共団体については、基本計画において、自らも率先してその保管・所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の処分委託・廃棄を早期に進めることが求められるとされていることを踏まえ、各都道府県及び各市区町村におかれては、自ら（出先機関等含む。）が保有・管理する施設等から排出されうる高濃度 PCB 廃棄物となる塗膜について、「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜 調査実施要領」を参照の上、処分期間内の確実かつ適正な処理に向けた網羅的な把握のための調査を実施し、本要領の別紙調査票様式に基づき整理いただくようお願いする。

《参考通知等》

- ・「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の調査について」  
（平成 31 年 1 月 8 日付厚生労働省水道課事務連絡）
- ・「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜 調査実施要領」  
（環境省環境再生・資源循環局 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室）
- ・「塗膜の除去工事に伴い排出されるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理責任について（通知）」  
（平成 31 年 2 月 26 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知 環循規発第 1902263 号・環循施発第 1902261 号）
- ・ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について（通知）」  
（令和元年 10 月 11 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知 環循規発第 1910114 号・環循施発第 1910113 号）
- ・「ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について（通知）」  
（令和元年 10 月 11 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知 環循規発第 1910112 号・環循施発第 1910111 号）

## (11) 水道事業等の運営に必要な人材の確保等について

水道事業等の運営に当たっては、経営に関する知識や技術力等を有する人材の確保及び育成が不可欠である。しかしながら、水道事業者等における組織人員の削減等により、事業を担う職員数は大幅に減少するとともに、職員の高齢化も進み、技術の維持及び継承並びに危機管理体制の確保が課題となっている。水道事業等を経営する都道府県や市町村においては、長期的な視野に立って、自ら人材の確保及び育成ができる組織となることが重要である。さらに、水道事業者等の自らの人材のみならず、民間事業者における人材も含めて、事業を担う人材の専門性の維持及び向上という観点も重要である。

このため、「水道の基盤を強化するための基本的な方針（令和元年9月30日厚生労働大臣告示）」において、水道事業者等においては、以下に掲げる取組を推進することが重要であるとされている。

- (1) 水道事業等の運営に必要な人材を自ら確保すること。単独での人材の確保が難しい場合等には、他の水道事業者等との人材の共用化等を可能とする広域連携や、経営に関する知識や技術力等を有する人材の確保を可能とする官民連携（官民間における人事交流を含む。）を活用すること。
- (2) 各種研修等を通じて、水道事業等の運営に必要な人材を育成すること。その際、専門性を有する人材の育成には一定の期間が必要であることを踏まえ、適切かつ計画的な人員配置を行うこと。さらに、必要に応じて、水道関係団体や教育訓練機関において実施する水道事業者等における人材の育成に対する技術的な支援を活用すること。

特に、中小規模の水道事業者等においては、職員数が少ない傾向にあることから、通常時の運転管理体制や非常時の連絡・対応体制について、法令等で定められる労働条件の範囲内において、各水道事業者等が施設配置や運転状況等の事業環境を勘案し、安定給水を図るための効率的かつ効果的な体制を確保することにより、個々の職員に過度な負担がかかることなく必要な業務が円滑に実施できるよう努めて頂くようお願いする。

## (12) 生活衛生事業功労者（水道関係功労）厚生労働大臣表彰

生活衛生事業功労者（水道関係功労）厚生労働大臣表彰については、「生活衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰候補者の推薦について（平成28年3月11日生食発0311第1号。以下「通知」という。）」に基づき、各都道府県より、毎年7月1日までに表彰候補者の推薦をいただいているが、ここ数年間推薦実績がない都道府県も見受けられる。推薦基準は下記のとおりであるので、水道事業者等の関係者に留まらず、各地域において水道の普及発展等に寄与されている民間の方も含め、幅広く検討をいただき、推薦を行うようお願いする。

## 【推薦基準（通知抜粋）】

### 3 水道関係功労者

水道の普及発展、水道に関する有益な調査研究、技術の改善若しくは発明発見又は水道行政に対する協力等に特に顕著な功績のあった個人又は団体及び水道事業、水道用水供給事業又は水道行政事業に従事し、抜群の功績があった個人であって、次の各号に該当するもの。

- (1) 水道関係事業従事年数が、当該年4月1日までに30年（首長にあっては水道関係団体の経歴が10年）以上であること。ただし、団体にあっては、事業歴が10年以上であること。
- (2) 個人の場合、年齢が当該年4月1日で50歳以上であること。
- (3) 原則として、都道府県知事又は関係団体の長の表彰を受けたことがあること。

### （13）音声コード付き文章による水道料金の連絡について

音声コード付き文章による水道料金の連絡については、特定非営利活動法人 日本視覚障害情報普及支援協会（JAVIS）からの要望を受け、視覚に障害がある方向けに開発された2次元コード「音声コードUni-Voice」について紹介する。水道検針結果のお知らせに「音声コードUni-Voice」を付与することにより、スマートフォン用音声コードリーダーアプリを用いて視覚に障害がある方々が自分自身で情報を読むことができるようになる。このサービスは既に複数の水道事業者で採用されている。詳しくは資料編を参照ください。

### （14）日水協「広域化・公民連携 情報プラットフォーム」について

改正水道法においては、水道の基盤の強化を図るため、広域連携及び官民連携の推進を図っていくこととしている。広域連携及び官民連携には様々な形態があることから、それらの導入検討にあたっては、これまでの先行事例を参考にすることが有用である。

広域連携及び官民連携に関する先行事例については、（公社）日本水道協会が取りまとめている「広域化・公民連携 情報プラットフォーム」に多くの事例が掲載されているので、ご活用いただき、広域連携及び官民連携の推進に取り組んでいただきたい。

## 【掲載内容】

1. 広域化・広域連携（全26事例）
2. 公民連携（全87事例）

## 【掲載 URL】

<http://www.jwwa.or.jp/wide-ppp/>

※ 公民連携先行事例のうち、詳細情報の閲覧等には正会員専用 I D 及びパスワードが必要です。

※ 問い合わせ先

(公社) 日本水道協会 水道技術総合研究所

TEL : 03-3264-2337

E-mail:kenkyusho@jwwa.or.jp

### **(15) 南海トラフ巨大地震対策《全国の水道事業体に向けた緊急提言》 (大都市水道局大規模災害対策検討会)**

政令市及び東京都の水道事業体 19 団体で構成する大都市水道局事務協議会において、平成 30 年 7 月に大都市水道局大規模災害対策検討会が設立され、南海トラフ巨大地震の 2 つの大きな課題である「給水車の大量不足」及び「迅速な救援体制の構築」について対策を検討し、今般、検討結果を対策案として 21 の提案にまとめ、全国の水道事業体に向けた緊急提言として令和 2 年 1 月に公表を行った。

同検討会の構成事業体においては、今後、各都市の状況に応じて、提案した対策の取り組みを進める考えであり、日本水道協会等関係団体との調整を進める予定となっている。

本提言で提案された対策は、南海トラフ巨大地震を含め大規模災害への対策として活用可能なものが多くあることから、各水道事業者におかれては、本提言を参考に、災害対策の強化に努めていただくようお願いする。

## 水道法の概要

### 1. 目的（第1条）

水道の布設及び管理を適正かつ合理的にならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

### 2. 責務（第2条、第2条の2）

#### （1）国

- ①水源及び水道施設とその周辺の清潔保持。
- ②水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講ずる。
- ③水道の基盤強化に関する施策の策定・推進。
- ④都道府県・市町村・水道事業者等に対する技術的・財政的援助に努める。

#### （2）地方公共団体

- ①水源及び水道施設とその周辺の清潔保持。
- ②水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講ずる。

#### （3）都道府県

広域的な水道事業者等との連携等の水道の基盤強化に関する施策の策定・実施に努める。

#### （4）市町村

区域内における水道事業者等との連携等の水道の基盤強化に関する施策の策定・実施に努める

#### （5）水道事業者等

経営する事業を適正かつ能率的に運営、その事業の基盤強化に努める。

#### （6）国民

- ①国・地方公共団体の施策に協力する。
- ②水源及び水道施設・その周辺の清潔保持に努める。
- ③水の適正かつ合理的な使用に努める。

### 3. 用語の定義（第3条）

- ①水道：導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体。
- ②水道事業：一般の需要に応じて水道により水を供給する事業（計画給水人口101人以上）。
- ③簡易水道事業：水道事業のうち計画給水人口が5千人以下である水道により水を供給する事業。
- ④水道用水供給事業：水道により水道事業者に対してその用水を供給する事業（分水を除く）。
- ⑤専用水道：寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道で次に該当するもの。

- ・百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの。
- ・その水道施設の一日最大給水量が政令で定める基準（20 m<sup>3</sup>）を超えるもの。

⑥簡易専用水道：水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもの。

⑦給水装置：需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具。

#### 4. 水質基準（第4条）

水道による供給される水は水質基準に適合すること。

#### 5. 施設基準（第5条）

水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、施設基準に適合すること。

#### 6. 水道の基盤強化（第5条の2～第5条の4）

(1) 厚生労働大臣は、水道の基盤強化のための基本方針において基盤強化に関する基本的事項、施設の維持管理・計画的な更新、健全な経営の確保、人材確保・育成、広域連携の推進等を定める。

(2) 都道府県は、計画区域における水道の基盤強化に関する計画を定めることができる。

(3) 都道府県は、広域連携の推進等のため、都道府県、市町村、水道事業者等を構成員とする広域的連携等推進協議会を組織することができる。

#### 7. 水道事業

##### (1) 事業認可等

①水道事業は、市町村経営を原則（市町村の同意により他者の経営が可能。）とし、厚生労働大臣の認可が必要（給水計画人口5万人以下の事業については都道府県知事の認可）（第6条）。

②認可の申請及び認可基準等（第7条～第9条）。

③事業の変更の認可（第10条）。

④事業の休止及び廃止の許可（第11条）。

⑤布設工事監督者の資格制度（第12条）。

⑥給水開始前の厚生労働大臣等への届出及び検査（第13条）。

##### (2) 給水義務等

①水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない（第14条）。

②給水義務：水道事業者は、給水区域内の需要者に対し、常時給水の義務を負う。供給規程に基づき給水停止措置が可能（第15条）。

③給水の緊急停止：健康被害の恐れがある場合、直ちに給水を停止し、関係者への周知しなければならない（第23条）。

##### (3) 給水装置（第16条、第16条の2、第25条の2～第25条の27）

- ①給水契約の申込拒否等：水道事業者は、給水装置が構造及び材質の基準に適合しないときは、供給規程に基づき、給水契約の申込拒否、給水停止が可能。
- ②水道事業者による給水装置工事事業者の指定が可能。指定は更新制。
- ③給水装置工事主任技術者の資格制度（事業所ごとの必置義務）。
- ④給水装置工事主任技術者試験の指定試験機関制度。
- (4) 給水装置の検査及び検査の請求（第 17 条、第 18 条）
- (5) 水道技術管理者の設置（第 19 条）
- (6) 水質検査の実施（第 20 条～第 20 条の 16）
- (7) 健康診断（第 21 条）
- (8) 衛生上の措置等
  - ①衛生上の措置（第 22 条）
  - ②水道施設の維持及び修繕（第 22 条の 2）
  - ③水道施設台帳（第 22 条の 3）
  - ④水道施設の計画的更新等（第 22 条の 4）
- (9) 消火栓の設置義務（第 24 条）
- (10) 水道事業者の需要者に対する情報提供（第 24 条の 2）
- (11) 業務の委託（第 24 条の 3）
  - ①水道事業者等は水道の管理に関する技術上の業務を委託可能。
  - ②水道事業者等の委託に係る厚生労働大臣等への届出義務。
  - ③水道管理業務受託者の受託水道業務技術管理者の設置義務 等。
- (12) 水道施設運営権の設定の許可等（第 24 条の 4～第 24 条の 13）
 

施設の利用料金を自ら収入として収受する水道施設運営事業における厚生労働大臣許可制度等。
- (13) 簡易水道事業に関する特例（第 25 条）
- 8. 水道用水供給事業（第 26 条～第 31 条）
  - ①事業の認可、②事業の休止及び廃止、③給水契約の定めるところによる給水義務、④水道技術管理者の設置、⑤水質検査、⑥業務の委託 等。
- 9. 専用水道（第 32 条～第 33 条）
  - ①都道府県知事等による設計の確認、②専用水道技術管理者の設置、③水質検査、④業務の委託 等。
- 10. 簡易専用水道（第 34 条の 2～第 34 条の 4）
  - ①設置者に対する基準に従った管理義務、②設置者に対する定期検査の受検義務 等。
- 11. 監督（第 35 条～第 39 条）
  - (1) 認可の取り消し（第 35 条）
 

厚生労働大臣等は、工事着手、完了、給水開始が 1 年以上遅れた場合、認可取り消しが可能。
  - (2) 改善指示（第 36 条）

厚生労働大臣等は水道事業等について、都道府県知事等は専用水道について、施設基準に不適合で、国民の健康を守るため緊急に必要な場合、期間を定めた改善指示や水道技術管理者の変更勧告が可能。都道府県知事等は簡易専用水道について、管理措置の指示が可能。

(3) 給水停止命令 (第 37 条)

改善指示等に従わず、給水により利用者の利益を阻害する場合には、給水停止命令が可能。

(4) 供給条件の変更 (第 38 条)

民間水道事業者に対し、公共の利益増進に支障がある場合、供給条件の変更命令が可能。

(5) 報告徴収・立入検査 (第 39 条)

厚生労働大臣等は水道事業者等に報告徴収・立入検査が可能。

12. 災害その他非常の場合における連携及び協力の確保 (第 39 条の 2)

13. 緊急応援 (第 40 条)

都道府県知事は、災害等の非常時において、水道事業者等に対し他の水道事業者等に水供給命令が可能。

14. 合理化勧告等 (第 41 条、第 42 条)

①合理化勧告：厚生労働大臣は、事業の一体経営を行うこと、事業調整を図ることが合理的で公共の利益を著しく増進すると認める場合、勧告が可能。

②地方公共団体による買収：民間水道事業者が、改善指示に従わない等の場合において、必要な権利を買収可能。

15. 水源の汚濁防止のための要請等 (第 43 条)

水道事業者等は関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して、水源水質の汚濁防止に関し要請が可能。

16. 国庫補助等 (第 44 条～第 45 条の 2)

17. 給水装置工事主任技術者免状等に係る手数料 (第 45 条の 3)

18. 都道府県が処理する事務等 (第 46 条～第 48 条の 2、第 49 条～第 50 条の 2)

19. 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為に係る審査請求 (第 48 条の 3)

20. 経過措置 (第 50 条の 3)

21. 罰則 (第 51 条～第 57 条)

①施設損壊等施設機能に障害を与えて水供給を妨害 (五年以下の懲役又は百万円以下の罰金)。

②施設操作により水供給を妨害 (二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金)。

③無認可経営、給水緊急停止の不履行 (三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金)。

④無認可変更、無許可事業休廃止、給水義務違反、技術管理者設置義務違反、水道技術管理者職員監督義務違反、業務委託基準違反、給水停止命令違反、緊急供給命令違反 (一年以下の懲役又は百万円以下の罰金)。



- ⑤認可条件違反、給水開始前水質検査・施設検査義務違反、水質検査義務違反、健康診断義務違反、水道施設衛生管理義務違反、専用水道設計確認義務違反、簡易専用水道管理基準・検査受験義務違反（百万円以下の罰金）。
- ⑥料金等の不正収受、届出義務等違反、検査拒否等、帳簿不備等（三十万円以下の罰金）。
- ⑦法人両罰 等。